

奈良市公報

号外第10号

平成18年 5月30日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市柳生の里観光施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則…………… 2
- 市立奈良病院管理規則を廃止する規則…………… 2
- 奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市老人軽作業場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市行政組織規則及び奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則……………12
- 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部を改正する規則……………19
- 職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………20
- 平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則……………26
- 奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………28
- 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則……………30
- 災害派遣手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………30
- 奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則……………30
- 奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則……………31
- 奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則……………32

- 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部を改正する規則……………33
- 奈良市軽度生活援助事業実施規則の一部を改正する規則……………34
- 奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則……………34
- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則……………35
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業清算金徴収交付規則……………35
- 奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則……………47
- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則……………47
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………50

訓 令 甲

- 奈良市職員提案規程……………51
- 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令……………52
- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令……………59
- 奈良市辞令式の一部を改正する訓令……………59
- 奈良市役所警備員服務規程の一部を改正する訓令……………59
- 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令……………59

規 則

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月24日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第15号

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成14年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

別記第9号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年 3月24日揭示済）

奈良市柳生の里観光施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

平成18年3月31日

奈良市規則第16号

奈良市柳生の里観光施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市柳生の里観光施設条例施行規則（昭和61年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号を次のように改める。

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が家老屋敷に入場する場合

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第17号

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部を改正する規則

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則（平成3年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(法人を除く。)」を削り、「備えていなければならない」を「備えた者(法人を除く。)とする」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 処理区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、当該区域において下水の処理を開始した日から3年以内に改造工事を行おうとするものであること。ただし、その期間を超えることについて相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に申請される改造資金の融資あっせん及び当該改造資金に係る利子補給について適用し、同日前に申請された改造資金の融資あっせん及び当該改造資金に係る利子補給については、なお従前の例による。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第18号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和58年奈良市条例第16号）附則第2項に規定する規則で定める日は、平成18年3月31日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

市立奈良病院管理規則を廃止する規則をここに公布する。
平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第19号

市立奈良病院管理規則を廃止する規則

市立奈良病院管理規則（平成16年奈良市規則第76号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第20号

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人福祉センター条例施行規則（昭和43年奈良市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

第2条から第4条まで 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第21号

奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人憩の家条例施行規則（昭和47年奈良市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3

条とする。
第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。
第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。
別記第1号様式中「(第4条・第6条関係)」を「(第2条・第4条関係)」に、「(あて先) 奈良市長」を「(あて先)」に改める。

別記第2号様式中「(第5条・第6条関係)」を「(第3条・第4条関係)」に、「奈良市長 氏 名 名 名」を「指定管理者 氏 名 名」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市老人軽作業場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第22号

奈良市老人軽作業場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人軽作業場条例施行規則(昭和48年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「作業場の管理者(以下「管理者」という。))」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市行政組織規則及び奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第23号

奈良市行政組織規則及び奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「総務部」を「市長公室」に、「(第9条-第13条)」を「(第9条-第12条)」に、「財務部(第14条-第19条)」を「総務部(第13条-第19条)」に、「経済部」を「文化経済部」に改める。

第2条を次のように改める。

(室、課、センター、事務所、工場及び係の設置)

第2条 公室及び部に次の室、課、センター、事務所、工場及び係を設置する。

公室、部 (室)	課 (センター・所・工場)	係
市長公室	秘書課	庶務係 秘書係
	人事課	人事係 事務能率係 給与係 福利厚生係
	広報広聴課	広報係 広聴係
	情報公開課	
企画部	企画政策課	
	市民参画課	
	環境保全課	計画係 対策係
	環境検査センター	水質係 大気係
総務部	産業廃棄物対策課	審査係 指導啓発係 自動車リサイクル係
	財政課	財政第一係 財政第二係 財政第三係
	文書法制課	文書管理係 法制係 統計係
	情報管理課	情報管理係 情報企画推進係 情報処理第一係 情報処理第二係
	管財課	管財係 庁舎管理係 調達係 車両管理係
税務室	監理課	物品入札係 工事入札係
	市民税課	庶務係 市民税第一係 市民税第二係
	資産税課	庶務係 資産第一係 資産第二係 資産第三係 資産第四係
市民生活部	納税課	庶務係 検収管理係 納税第一係 納税第二係 納税第三係 滞納処分第一係 滞納処分第二係
	市民課	庶務係 住民記録係 証明係 戸籍係 印鑑登録係 住居表示係
	衛生課	生活環境係 予防対策係
	病院事業課	
市民安全室	国保年金課	庶務係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係
	危機管理課	計画係 対策係
	地域安全課	生活安全係 交通安全係
	地域活動推進課	管理係 推進係

人権文化推進室	人権・同和施策課	庶務係 人権施策係 同和施策係 住環境係
	人権啓発センター	人権情報係 人権啓発係
	男女共同参画課	調整係 啓発係
保健福祉部	福祉総務課	企画調整係 地域福祉係 指導監査係
	障がい福祉課	庶務係 支援係 指導係
	児童課	庶務係 子育て推進係 支援係
	保育課	庶務係 管理係 保育係 学童保育係
	福祉医療課	医療第一係 医療第二係 老人保健医療係
	保護課	庶務係 医療介護係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係 保護第五係
介護保険室	介護総務課	庶務係 施設指導係 保険料係
	介護福祉課	給付係 認定係 予防係 長寿福祉係
環境清美部	企画総務課	庶務係 計画係 指導係
	衛生浄化センター	
	施設課	
	リサイクル推進課	計画指導係 収集再生第一係 収集再生第二係
	収集課	庶務係 車両係 作業第一係 作業第二係 作業第三係 作業第四係 作業第五係 作業第六係 作業第七係 作業第八係 作業第九係 作業第十係
	まち美化推進課	管理係 作業第一係 作業第二係
	環境清美工場	庶務係 施設第一係 施設第二係 施設第三係 施設第四係 施設第五係 管理第一係 管理第二係
	土地改良清美事務所 奈良阪処分地管理事務所	庶務係 工事係
文化経済部 文化観光室	観光課	観光係 振興係
	文化振興課	庶務係 文化振興係 国際交流係
	商工労政課	庶務係 商工係 労政係
	農林課	農政係 振興係 耕地係
	建設部	
建設部	建設庶務課	庶務第一係 庶務第二係 用地係 宅地造成係
	土木管理課	用地管理第一係 用地管理第二係 施設管理係
	道路維持課	営繕係 維持補修係 舗装道補修係
	土木管理センター	作業第一係 作業第二係
	道路建設課	企画調整係 道路第一係 道路第二係
	営繕課	工務第一係 工務第二係 工務第三係 設備係
	住宅課	管理係 営繕係 計画第一係 計画第二係 建設係
	河川課	河川第一係 河川第二係
都市計画部	工事検査課	
	都市計画課	庶務係 計画第一係 計画第二係
	景観課	色彩・広告物係 景観係
	市街地整備課	区画整理係 再開発係 施設整備係
	J R奈良駅周辺開発事務所	庶務係 周辺区画整理係 南区画整理係
	西大寺南区画整理事務所	区画整理第一係 区画整理第二係
	街路公園課	街路第一係 街路第二係 公園緑地第一係 公園緑地第二係
都市整備部	開発指導課	庶務係 指導係 審査係
	建築指導課	庶務係 指導係 審査係 建設リサイクル係
	下水道管理課	庶務係 維持管理係 調査計画係 排水設備係
	下水道建設課	庶務係 計画係 公共下水道第一係 公共下水道第二係 公共下水道第三係
	東部下水道課	庶務係 事業係

第3章第1節の節名を次のように改める。

第1節 市長公室

第3条第1項庶務係の部分の第3号中「国内」を「国内外」に改め、同部分の第4号中「部」を「公室」に改め、同号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 庁議に関すること。

第3条第1項秘書係の部分に次の2号を加える。

(2) 市長特命の行政施策の調査、調整及び審議に関すること。

(3) 行政各部門における総合調整に関すること。

第3条第2項を削る。

第4条研修係の部分の部分を次のように改める。

事務能率係

(1) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関すること。

(2) 組織管理及び事務分掌に関すること。

(3) 職員の研修の企画及び実施に関すること。

(4) 職員の自主研修の指導育成に関すること。

第5条の見出しを「(広報広聴課の事務)」に改め、同条中「広報課」を「広報広聴課」に改め、同条広報係の部分の第3号中「市勢要覧及び」を削り、同部分の第4号中「その他広報設備」を削り、同部分中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 記者発表及び報道機関その他出版社への資料提供に関すること。

(8) 報道機関との連絡調整に関すること。

第5条報道係の部分の部分を次のように改める。

広聴係

(1) 市民の陳情、投書及び各種要望の処理に関すること。

(2) 市民相談に関すること。

(3) 庁内案内に関すること。

(4) 褒賞及び表彰に関すること。

(5) 世論調査に関すること。

(6) 外国籍市民施策に関すること。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条の見出しを「(情報公開課の事務)」に改め、同条中「情報公開室」を「情報公開課」に改め、同条第7号中「室」を「課」に改め、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 市長の資産等の公開に関すること。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第4号を次のように改める。

(4) 重要施策の調査研究、企画及び推進に関すること。

第9条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号から第16号までを5号ずつ繰り上げ、第17号を第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 平城遷都1300年記念事業に関すること。

(13) 指定管理者制度の総括に関すること。

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

(市民参画課の事務)

第10条 市民参画課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 市民参画等による意見交換に関すること。

(2) ボランティア及びNPOに関すること。

(3) 平和施策に関すること。

(4) 市民企画事業に関すること。

(5) 市民アドバイザー制度に関すること。

(6) コールセンターに関すること。

(7) 課の庶務に関すること。

第11条第1項計画係の部分の第6号中「大和川水質汚濁防止連絡協議会」を「大和川水環境協議会」に改める。

第13条を削る。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 総務部

第3章第3節中第14条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(文書法制課の事務)

第14条 文書法制課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

文書管理係

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 文書の收受及び発送に関すること。

(3) 文書の作成指導及び保存整理に関すること。

(4) 事務事業の改善に関すること。

(5) 印刷機械事務に関すること。

(6) 市長及び助役の事務引継に関すること。

(7) 中核市市長会に関すること。

(8) 職員の提案制度に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

法制係

(1) 条例、規則、告示、訓令、重要契約等の審査に関すること。

(2) 訴訟事務の総括に関すること。

(3) 公告式に関すること。

(4) 市公報の編集及び発行に関すること。

(5) 例規集の編集及び保管に関すること。

(6) 法令審査会に関すること。

(7) 他課の主管に属しないこと。

統計係

(1) 国勢調査その他各種指定統計及び調査に関すること。

(2) 自主統計及び調査に関すること。

(3) 統計書の編集及び発行に関すること。

(情報管理課の事務)

第14条の2 情報管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

情報管理係

- (1) 電子計算機処理に係るデータの保護に関すること。
- (2) 電子計算組織運営委員会その他の関係機関に関すること。
- (3) データの入力及び電子計算機の操作に係る業務の管理に関すること。
- (4) 電子計算機及び入出力媒体の管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

情報企画推進係

- (1) 地域情報化及び行政情報化の推進に関すること。
- (2) 行政情報通信基盤の構築、利用及び維持管理に関すること。
- (3) 情報化に係る指導及び支援に関すること。
- (4) 電子計算機処理の新規開発等に関すること。
- (5) プログラム、ファイルその他の情報資産の管理に関すること。

情報処理第一係（市税に係る業務に限る。）

- (1) 電子計算機処理に関すること。
- (2) システム設計及びプログラミングに関すること。

情報処理第二係（情報処理第一係の主管に属するものを除く。）

- (1) 電子計算機処理に関すること。
- (2) システム設計及びプログラミングに関すること。

第17条の見出しを「(税務室市民税課の事務)」に改め、同条中「市民税課」を「税務室市民税課」に改め、同条庶務係の部分の第6号中「並びに軽自動車等の標識の交付」を削り、同部分中第8号を削り、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識の交付に関すること。

第17条庶務係の部分の第10号中「課」を「室及び課」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「資産税課」を「税務室資産税課」に改める。

第19条を次のように改める。

（税務室納税課の事務）

第19条 税務室納税課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 徴収金の検収払込に関すること。
- (2) 受託証券の検収整理に関すること。
- (3) 過誤納金還付に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

検収管理係

- (1) 市税の収納整理に関すること。
- (2) 県民税の納付手続に関すること。

納税第一係

- (1) 市税（納税第二係主管の市税を除く。次号及び第3号において同じ。）の徴収、督促、催告及び調査に関すること。

- (2) 市税の滞納処分に関すること。
- (3) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
- (4) 市税等徴収緊急対策本部との調整に関すること。

納税第二係

- (1) 市税（法人市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に限る。次号から第3号までにおいて同じ。）の徴収、督促、催告及び調査に関すること。
- (2) 市税の滞納処分に関すること。
- (3) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
- (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。

納税第三係

- (1) 市税（納税第二係主管の市税を除く。以下同じ。）の徴収、督促、催告及び調査に関すること。
- (2) 市税の滞納処分に関すること。
- (3) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
- (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。

滞納処分第一係

- (1) 市税の滞納処分に関すること。
- (2) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。

滞納処分第二係

- (1) 市税の徴収、督促、催告及び調査に関すること。
- (2) 市税の滞納処分に関すること。
- (3) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
- (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。

2 前項に規定する納税第一係、納税第二係、納税第三係、滞納処分第一係及び滞納処分第二係に共通する事務の範囲等については、納税課長が定める。

第20条第2項を削る。

第21条及び第22条を削り、第23条を第21条とする。

第23条の2（見出しを含む。）中「病院事業室」を「病院事業課」に改め、同条を第22条とする。

第24条の見出し及び同条中「国民健康保険課」を「国民年金課」に改め、同条に次のように加える。

国民年金係

- (1) 年金裁定請求書等の受理に関すること。
- (2) 老齢福祉年金に関すること。
- (3) 年金被保険者資格取得届等の受理に関すること。
- (4) 年金被保険者の資格に関すること。
- (5) 国民年金保険料の免除に関すること。

第24条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市民安全室危機管理課の事務）

第24条 市民安全室危機管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

計画係

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。

- (3) 自主防災組織に関すること。
- (4) 危機管理の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (5) 国民保護法制に関すること。

対 策 係

- (1) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。
- (4) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (5) 室及び課の庶務に関すること。

第25条を次のように改める。

(市民安全室地域安全課の事務)

第25条 市民安全室地域安全課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

生活安全係

- (1) 防犯及び安全なまちづくりに関すること。
- (2) 防犯対策関係機関及び団体に関すること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

交通安全係

- (1) 交通施策の調査研究、推進及び普及に関すること。
- (2) 交通安全対策の調査研究及び交通安全思想の普及に関すること。
- (3) 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)に関すること。
- (4) 交通安全対策関係機関及び団体に関すること。

第28条を削り、第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(市民安全室地域活動推進課の事務)

第26条 市民安全室地域活動推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管 理 係

- (1) 出張所、連絡所及び地区連絡調整員に関すること。
- (2) 所管地区への連絡業務に関すること。
- (3) 自衛官募集に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可に関すること。
- (5) 地域ふれあい会館に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

推 進 係

- (1) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (2) 地域市民との活動の推進に関すること。
- (3) タウンミーティングに関すること。
- (4) まち・くらし会議に関すること。
- (5) 日本赤十字社奈良市地区の事務に関すること。

第31条庶務係の部分の第8号を次のように改める。

- (8) 指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者施設等及び指定相談支援事業者に関すること。

第31条庶務係の部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、同条支援係

の部分の第3号中「福祉手当及び介護手当」を「及び福祉手当」に改め、同部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 介護給付費の支給に関すること。

第31条支援係の部分中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同条指導係の部分の第4号中「援護、育成及び更生」を「施設訓練等支援費及び施設入所等」に改め、同部分の第5号中「援護、育成及び更生の措置」を「施設訓練等支援費」に改め、同部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第32条を削る。

第33条医療給付係の部分の第4号を削り、同条を第32条とする。

第34条管理係の部分の第4号を削り、同条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

(福祉医療課の事務)

第34条 福祉医療課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

医療第一係

- (1) 心身障害者医療費の助成に関すること。
- (2) 重度心身障害者老人等医療費の助成に関すること。
- (3) 老人医療費の助成に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

医療第二係

- (1) 乳幼児医療費の助成に関すること。
- (2) 母子家庭医療費の助成に関すること。

老人保健医療係

- (1) 老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療等に関すること。

第35条第1項中「保護第四係」を「保護第四係に改め、同条第2項中「及び保護第四係」を「保護第四係及び保護第五係」に改める。

第36条の見出しを「(介護保険室介護総務課の事務)」に改め、同条中「介護保険課」を「介護保険室介護総務課」に改め、同条庶務係の部分の第5号中「課」を「室及び課」に改め、同部分中同号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 社会福祉審議会老人福祉専門分科会に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。

第36条庶務係の部分の次に次のように加える。

施設指導係

- (1) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に関すること。
- (2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可、届出等に関すること。

- (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについての報告の徴収等に関すること。
- (4) 介護老人保健施設の報告の徴収等に関すること。
- (5) 指定介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所指定等に関すること。
- (6) 老人居宅生活支援事業の届出等に関すること。

第36条介護保険料系の部分中「介護保険料係」を「保険料係」に改め、同条介護給付係の部分及び介護認定係の部分の削り、同条の次に次の1条を加える。

(介護保険室介護福祉課の事務)

第36条の2 介護保険室介護福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

給付係

- (1) 介護請求及び審査に関すること。
- (2) 介護給付に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付に関すること。
- (4) 利用者負担の減額に関すること。
- (5) 介護サービス計画の作成に係る相談に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

認定係

- (1) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。
- (3) 認定調査員の指導等に関すること。

予防係

- (1) 軽費老人ホーム事務運営補助に関すること。
- (2) 在宅福祉サービスに関すること。
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人の心身の健康保持及び生活安定のための必要な措置に関すること。
- (4) 地域支援事業に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの運営等に関すること。

長寿福祉係

- (1) 高齢者に対する優遇措置に関すること。
- (2) 高齢者の生きがい及びふれあい事業に関すること。
- (3) 万年青年クラブに関すること。
- (4) 老人福祉センター、老人憩の家及び老人軽作業場に関すること。

第37条の2の見出しを「(施設課の事務)」に改め、同条中「施設移転推進室」を「施設課」に改め、同条第1号中「環境清美工場移転更新」を「ごみ焼却施設移転建設計画」に改め、同条第2号中「環境清美工場移転更新の実施計画」を「ごみ焼却施設移転建設計画」に改め、同条第3号中「環境清美工場移転」を「ごみ焼却施設移転建設の」に改め、同条第4号中「室」を「課」に改め、同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 清掃施設(環境清美工場及び土地改良清美事務所を除く。)の整備に係る追加工事、修繕等に関すること。

第38条中「収集再生係」を「収集再生第一係」に改め、
「収集再生第二係」

同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する収集再生第一係及び収集再生第二係の事務の範囲等については、リサイクル推進課長が定める。

第39条の見出しを「(収集課の事務)」に改め、同条第1項中「環境清美第一事務所」を「収集課」に改め、同項庶務係の部分の第1号及び第4号中「事務所」を「課」に改め、同条第2項中「環境清美第一事務所長」を「収集課長」に改める。

第40条の見出しを「(まち美化推進課の事務)」に改め、同条中「環境清美第二事務所」を「まち美化推進課」に改め、同条管理係の部分の第4号中「事務所」を「課」に改め、同条作業第二係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (3) 公園、広場、河川及び水路の清掃に関すること。

第42条第2項中「奈良阪清美事務所」を「奈良阪処分地管理事務所」に改める。

第3章第7節の節名を次のように改める。

第7節 文化経済部

第43条の見出しを「(文化観光室観光課の事務)」に改め、同条中「観光課」を「文化観光室観光課」に改め、同条観光係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部分の第5号中「部」を「部、室」に改め、同条を同部分の第6号とし、同条の前に次の2号を加える。

- (4) 針テラス情報館の管理に関すること。
- (5) 観光関係諸団体に関すること(振興係の主管に属するものを除く。)

第43条振興係の部分の第2号中「観光案内所」を「都祁温泉フィットネスバード」に改め、同部分中第6号を第7号とし、同部分の第5号中「開発及び改善」を「産業の」に改め、同部分中同条を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条の前に次の1号を加える。

- (3) 観光案内所の運用管理に関すること。

第44条を次のように改める。

(文化観光室文化振興課の事務)

第44条 文化観光室文化振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 文化施設の建設計画に関すること。
- (2) 奈良町整備に係る調整に関すること。
- (3) 課主管の公の施設の管理に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

文化振興係

- (1) 文化振興の総合企画及び調査研究に関すること。
- (2) 市民文化の振興に関すること。
- (3) 芸術及び学術文化活動の育成に関すること。

国際交流係

- (1) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (2) 国際交流事業の企画及び立案に関すること。
- (3) 国内外友好・姉妹都市との交流に関すること
(他課の主管に属するものを除く。)
- (4) 国外の都市との交流に関すること (他課の主管に属するものを除く。)

第47条第1項庶務系の部分を削り、同項用地管理系の部分中「用地管理係」を「用地管理第一係」に改め、同部分の第3号中「権原調査」の次に「及び処理」を加え、同部分に次の2号を加える。

- (4) 道路等の用途廃止及び払下げに関すること。
- (5) 道路管理関係諸団体との連絡調整に関すること。

第47条第1項施設管理系の部分中「施設管理係」を「用地管理第二係」に改め、同部分の第3号中「掘削」の次に「並びに不法占用の指導」を加え、同部分中第8号及び第9号を削り、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 負担金、占用料等諸徴収金に関すること。

第47条営繕系の部分を次のように改める。

施設管理係

- (1) 道路附属施設の管理に関すること。
- (2) JR奈良駅第1駐車場及びJR奈良駅第2駐車場の管理に関すること。
- (3) 道路管理瑕疵の処理に関すること。
- (4) 放置自動車の処理に関すること。

第47条第2項を削り、同条を第47条の2とし、第3章第8節中同条の前に次の1条を加える。

(建設庶務課の事務)

第47条 建設庶務課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務第一係

庶務第二係

- (1) 部内各課に係る国庫等補助申請事務に関すること。
- (2) 部内各課に係る契約に関すること。
- (3) 部内各課に係る予算執行に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

用地係

- (1) 用地及びその附帯物件の取得に関すること。
- (2) 用地及びその附帯物件の取得に伴う支障物件の移転及び補償に関すること。
- (3) 地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく閲覧及び協力に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の規定による土地譲渡の届出及び買い取り希望の申出に関すること。
- (5) 不動産の登記に関すること。

宅地造成係

- (1) 宅地造成事業特別会計に関すること。
- (2) 宅地造成事業に関すること。

2 前項に規定する庶務第一係及び庶務第二係の事務の範囲については、建設庶務課長が定める。

第48条の見出しを「(道路建設課の事務)」に改め、同条第1項中「道路整備課」を「道路建設課」に改め、同項庶務系の部分を削り、同項企画調整系の部分中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 道路災害事務及び補助申請事務の資料の作成に関すること。
- (5) 電線共同溝の整備に関すること。
- (6) 通学路の建設に関すること。

第48条第1項道路第一係及び道路第二係の部分の第2号中「指導監督」の次に「並びに補助申請事務の資料作成」を加え、同部分の第3号中「法定外公共物の整備」を「道路橋の耐震補強工事」に改め、同部分の第4号中「維持補修係」を「企画調整係」に改め、同項維持補修系の部分を削り、同条第2項中「、道路第二係及び維持補修係」を「及び道路第二係」に、「道路整備課長」を「道路建設課長」に改め、同条の前に次の1条を加える。
(道路維持課の事務)

第47条の3 道路維持課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

営繕係

- (1) 防犯灯の新設及び補修に関すること。
- (2) 道路反射鏡の新設及び補修に関すること。
- (3) 交通安全施設の維持補修に関すること。

維持補修係

- (1) 道路・橋りょうの補修工事及び掘削跡復旧工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (2) 道路災害応急復旧工事の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (3) 法定外公共物(里道)の維持補修に関すること。

舗装道補修係

- (1) 道路・橋りょうの舗装道補修工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (2) 私道舗装の新設及び補修工事の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (3) 法定外公共物(里道)の舗装に関すること。
- (4) 通学路の維持補修に関すること。

2 道路維持課土木管理センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

作業第一係

- (1) 道路パトロール並びに小規模な道路、橋りょう及び法定外公共物(里道及び水路)の補修工事の施行に関すること。
- (2) 災害応急復旧に関すること。
- (3) 材料支給に関すること。

作業第二係

- (1) 道路、橋りょう及び法定外公共物(里道)の舗装工事の施行に関すること。
- (2) 災害応急復旧に関すること。

第49条第1項庶務系の部分を削る。

第50条庶務系の部分を削り、同条管理系の部分の第1

号中「市営住宅等」を「市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅（以下この条において「市営住宅等」という。）」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 市営住宅等の管理に係る国庫等補助申請の資料作成に関すること。

(5) 公営住宅入居者選考委員会に関すること。

第50条計画第一係の部分に次の1号を加える。

(3) 市営住宅等の建設、修繕改良工事等に係る国庫等補助申請の資料作成に関すること。

第50条計画第二係の部分の第1号中「に基づく供給計画の認定」を「(平成5年法律第52号)」に改め、同部分の第2号中「に基づく供給計画の認定及び終身賃貸事業の認可」を「(平成13年法律第26号)」に改め、同部分に次の3号を加える。

(4) 中高層市営住宅駐車場の使用許可及び使用料に関すること。

(5) 市営住宅等行政財産使用許可に関すること。

(6) 市営住宅等関係諸団体との連絡調整に関すること。

第51条を削る。

第51条の2庶務係の部分の部分を削り、同条河川第一係の部分の第1号中「施行及び指導監督」を「施行、指導監督及び補助申請事務の資料作成」に改め、同条河川第二係の部分の第4号中「治水対策」の次に「及び補助申請事務の資料作成」を加え、同部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 河川関係諸団体との連絡調整に関すること。

第51条の2を第51条とする。

第52条の見出しを「(工事検査課の事務)」に改め、同条中「工事検査室」を「工事検査課」に改め、同条第6号を削る。

第55条区画整理係の部分の第3号中「及び土地地区画整理組合」を「、土地地区画整理組合及び区画整理会社」に改め、同部分の第9号中「まちづくり総合支援事業」を「まちづくり交付金」に改め、同条再開発係の部分の第6号中「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する特別措置法」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に改め、同条施設整備係の部分の第2号中「まちづくり総合支援事業」を「まちづくり交付金」に改め、同部分の第3号中「まちづくり総合支援事業の設計及び施行」を「まちづくり交付金事務の連絡及び調整」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(JR奈良駅周辺開発事務所の事務)

第55条の2 JR奈良駅周辺開発事務所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

(1) JR奈良駅周辺土地地区画整理事業（以下この条において「土地地区画整理事業」という。）及びJR奈良駅南特定土地地区画整理事業（以下この条に

おいて「特定土地地区画整理事業」という。）の補助申請に関すること。

(2) 土地地区画整理事業及び特定土地地区画整理事業に係る土地地区画整理審議会及び評価員に関すること。

(3) 事務所の庶務に関すること。

周辺区画整理係

(1) 土地地区画整理事業に係る換地計画及び換地処分に関すること。

(2) 土地地区画整理事業に係る権利及び資産の調整に関すること。

(3) 土地地区画整理事業に係る保留地の処分に関すること。

(4) 土地地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。

(5) 土地地区画整理事業に係る土地地区画整理法第76条に基づく許可申請に関すること。

(6) 土地地区画整理事業の設計及び施行に関すること。

南区画整理係

(1) 特定土地地区画整理事業に係る換地計画及び換地処分に関すること。

(2) 特定土地地区画整理事業に係る権利及び資産の調整に関すること。

(3) 特定土地地区画整理事業に係る保留地の処分に関すること。

(4) 特定土地地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。

(5) 特定土地地区画整理事業に係る土地地区画整理法第76条に基づく許可申請に関すること。

(6) 特定土地地区画整理事業の設計及び施行に関すること。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第61条第1項庶務係の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項維持管理係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同部分の第4号中「青山清水園、平城浄化センター、佐保台浄化センター及び精華地区浄化センター」を「浄化センター」に改め、同号を同部分の第3号とし、同部分の次に次のように加える。

調査計画係

(1) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に関すること。

(2) 公共下水道等の改築及び更新に関すること。

(3) 公共下水道等の使用に関すること。

第61条第2項中「第3号から第6号」を「第3号から第5号」に、「及び第2号」を「、同項調査計画係」に改める。

第65条中「各室（人権文化推進室を除く。）、課」を「各課」に改める。

第66条第1項中「部に」を「公室に公室長、部に」に改め、同条第8項中「第3項」を「第5項」に、「室、課」を「課」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7

項中「室、課」を「課」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 秘書課に政策調整主幹を置くことができる。

第66条中第3項を削り、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 市長公室に政策調整監を置くことができる。

第67条第1項中「部長」を「公室長、部長」に改め、同条第8項中「前条第8項」を「前条第9項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、同条第6項中「室長補佐、課長補佐」を「課長補佐」に、

第69条の表中

「グリーンホール	総務部	秘書課国際交流室	を
自転車駐車場	企画部	交通政策課	
シルクロード博記念館		文化振興課	
写真美術館			
<small>おんじょう</small> 音声館			
なら100年会館			
ならまち振興館			
名勝大乘院庭園文化館			
杉岡華邨書道美術館			
市美術館			
都祁交流センター			
奈良診療所	市民生活部	市民サービス課	
都祁診療所			
地域ふれあい会館			
ボランティアセンター			

「ボランティアセンター	企画部	市民参画課	に、
奈良診療所	市民生活部		
都祁診療所			

「市立奈良病院		病院事業室	」を
---------	--	-------	----

「市立奈良病院		病院事業課	に、
自転車駐車場		地域安全課	
地域ふれあい会館		地域活動推進課	

「総合福祉センター		障がい福祉課	を
老人福祉センター		高齢福祉課	
老人憩の家			
老人軽作業場			

「総合福祉センター		障がい福祉課	」に、
-----------	--	--------	-----

「放課後児童健全育成事業施設			を
保健センター		健康増進課	
柳生の里観光施設	経済部	観光課	

「 放課後児童健全育成事業施設			に、
老人福祉センター		介護福祉課	
老人憩の家			
老人軽作業場			
保健センター	保健所	健康増進課	
柳生の里観光施設	文化経済部	観光課	」

「 都祁温泉フィットネスバード

「 都祁温泉フィットネスバード			に
ならまちセンター		文化振興課	
シルクロード博記念館			
写真美術館			
<small>おんじょう</small> 音声館			
ならまち振興館			
名勝大乘院庭園文化館			
なら100年会館			
杉岡華邨書道美術館			
西部会館市民ホール			
市美術館			
北部会館市民文化ホール			
グリーンホール			
都祁交流センター			

改める。

第70条第1項中「室長（人権文化推進室長を除く。）、課長」を「課長」に改め、同条第2項中「人事課長及び総務課長」を「人事課長」に改める。

第72条第1項中「室、課」を「課」に、「室等」を「課等」に改め、同条第2項中「室等」を「課等」に改める。

（奈良市保健所組織規則の一部改正）

第2条 奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「所属」を「所轄」に改める。

第4条総務医事係の部分中第24号を第26号とし、第21号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、同部分の第20号中「保健事業連絡協議会」を「地域保健推進協議会」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- ① 保健関係職員の研修に関する事。
- ② 学生実習に関する事。

第6条保健予防係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条精神保健難病係の部分の第1号中「医療費」を「自立支援医療費」に改め、同部分の第4号中「精神障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス」に改める。

第7条母子保健係の部分の第6号中「思春期保健」を「生涯を通じた女性の健康支援」に改め、同部分中第10

号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 母子保健推進会議に関する事。

第8条第2項中「次長」を「理事、次長」に改める。第9条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 理事は、上司の命を受けて、保健所の特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第24号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則（奈良市公報発行規則の一部改正）

第1条 奈良市公報発行規則（昭和43年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「文書法制課長」に、「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第5条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第6条中「総務部総務課」を「文書法制課」に、「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第8条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

(奈良市職員表彰規則の一部改正)

第2条 奈良市職員表彰規則(平成2年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務部担当助役」を「市長公室担当助役」に改め、同条第3項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 市長公室長

(7) 人事課長

第12条中「総務部人事課」を「人事課」に改める。

(奈良市助役事務分担規則の一部改正)

第3条 奈良市助役事務分担規則(昭和50年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条米田助役の部分の第2号中「財務部」を「総務部」に改め、同部分の第4号中「経済部」を「文化経済部」に改め、同条助役の部分の第1号中「総務部」を「市長公室」に改める。

(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第4条 奈良市専門委員設置規則(昭和62年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市公共施設設計専門委員の項中

「建設部
工事検査室」を「建設部
工事検査課」に改める。

(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第5条 奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市民生活部市民サービス課」を「地域活動推進課」に改め、同条第2項第2号中「連絡」を「連絡調整」に改める。

(奈良市地区連絡員配置規則の一部改正)

第6条 奈良市地区連絡員配置規則(昭和32年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市地区連絡調整員配置規則

第1条中「地区連絡主任」を「地区連絡調整主任」に、「連絡員」を「連絡調整員」に改める。

第2条中「連絡員」を「連絡調整員」に改める。

第3条第1項中「連絡員」を「連絡調整員」に、「市民生活部市民サービス課」を「市民生活部市民安全室地域活動推進課」に改め、同条第2項中「連絡員」を「連絡調整員」に改め、同項第2号中「連絡」を「連絡調整」に改める。

第4条第1項中「地区連絡主任」を「地区連絡調整主任」に改める。

第5条中「連絡員」を「連絡調整員」に改める。

(市長の職務を代理する吏員を定める規則の一部改正)

第7条 市長の職務を代理する吏員を定める規則(昭和37

年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務部長」を「市長公室長」に、「財務部長」を「総務部長」に改める。

(奈良市表彰審査委員会規則の一部改正)

第8条 奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第9条中「総務部広報課」を「広報広聴課」に改める。

(奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

第9条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市長公室長

(奈良市名誉市民審議委員会規則の一部改正)

第10条 奈良市名誉市民審議委員会規則(昭和43年奈良市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 市長公室担当助役

第6条中「総務部広報課」を「広報広聴課」に改める。

(奈良市巨樹保存等審議会規則の一部改正)

第11条 奈良市巨樹保存等審議会規則(平成14年奈良市規則第121号)の一部を次のように改正する。

第6条中「経済部農林課」を「農林課」に改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第12条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号を次のように改める。

(2) 総務部長

第3条第3項第6号を次のように改める。

(6) 文化経済部長

別表企画部の項中「交通政策課長」を「市民企画課長」に改め、同表財務部の項中「財務部」を「総務部」に改め、同表市民生活部の項中「市民サービス課長」を「地域活動推進課長」に、「国民健康保険課長」を「国保年金課長」に改め、同表保健福祉部の項中「高齢福祉課長」を「介護総務課長」に改め、同表環境清美部の項中「環境清美第一事務所長 環境清美第二事務所長」を「収集課長 まち美化推進課長」に改め、同表経済部の項中「経済部」を「文化経済部」に改め、同表建設部の項中「道路整備課長」を「道路建設課長」に改める。

(奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第13条 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和60年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部人事課」を「人事課」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第14条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成6年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「財務部担当助役」を「総務部担当助役」に改める。

第8条中「総務部人事課」を「人事課」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第14条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成6年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「財務部担当助役」を「総務部担当助役」に改める。

第9条第3項中「財務部」を「総務部」に、「同部市

民税課」を「同部税務室市民税課」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

名称	班 長	班 員 の 所 属
第1班	市長公室長	市長公室
第2班	企画部長	企画部
第3班	市民生活部長	市民生活部 東部出張所 北部出張所
第4班	保健福祉部長	保健福祉部
第5班	保健所長	保健所
第6班	環境清美部長	環境清美部
第7班	文化経済部長	文化経済部
第8班	建設部長	建設部
第9班	都市計画部長	都市計画部
第10班	都市整備部長	都市整備部
第11班	西部出張所長	西部出張所
第12班	議会議務局長	出納室 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 議会議務局
第13班	教育総務部長	教育総務部
第14班	社会教育部長	社会教育部
第15班	中央図書館長	図書館
第16班	消防局長	消防局
第17班	業務部長	業務部
第18班	技術部長	技術部
第19班	月ヶ瀬行政センター所長	月ヶ瀬行政センター
第20班	都祁行政センター所長	都祁行政センター
庶務班	総務部長	総務部

（奈良市情報化推進委員会設置規則の一部改正）

第15条 奈良市情報化推進委員会設置規則（平成14年奈良市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「広報課長 総務部総務課長 情報管理課長 企画政策課長 財政課長」を「広報広聴課長 企画政策課長 財政課長 文書法制課長 情報管理課長」に、「土木管理課長」を「建設庶務課長」に改める。

（奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正）

第16条 奈良市行財政改革推進本部設置規則（平成15年奈良市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画部企画政策課」を「企画政策課」に改める。

別表中「総務部長 企画部長 財務部長」を「市長公室長 企画部長 総務部長」に、「経済部長」を「文化経済部長」に改める。

（奈良市公印規則の一部改正）

第17条 奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「部、所、課、室」を「部、室、課、所」に改める。

第3条中「課、室」を「室、課」に改める。

第4条中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。総務部総務課（以下「総務課」という。））」を「文書法制課長（文書法制課）」に、「課、室」を「室、課」に改める。

第5条中「課、室」を「室、課」に改める。

第6条及び第8条中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第9条中「総務課」を「文書法制課」に改める。

別表市印の項、印刷等専用市印の項、市役所印の項、市長印の項及び印刷等専用市長印の項を次のように改める。

市 印	1	てん書	方 45	人 事 課	辞 令 用	1
			方 26		辞 令 用	1
			方 50	文書法制課	賞 状 用	1
			方 24	国保年金課	国民健康保険事務用	1
			方 24	保健総務課	保健所事務用	1
印刷等専用市印	1	てん書	方 16	文書法制課	印刷及び電算処理用	1
市 役 所 印	2	てん書	方 37	文書法制課	市役所名をもって発する文書	1

市長印	3	てん書	方 26	人事課	辞令用	1
			方 25		共済組合事務用	1
		文書法制課	市長名をもつて発する文書	1		
	れい書	方 22	建設庶務課	登記事務用	1	
	てん書	方 25	財政課	起債等事務用	1	
			出納室	出納事務用	1	
4	てん書	方 45	文書法制課	賞状用	1	
印刷等専用市長印	3	てん書	方 16	文書法制課	印刷及び電算処理用	1

別表国民年金事務専用市長印の項及び国民健康保険事務専用市長印の項を次のように改める。

国民年金事務専用市長印	8の3	てん書	方 22	国保年金課	国民年金事務用	5
国民健康保険事務専用市長印	9	てん書	方 24	国保年金課	国民健康保険事務用	5

別表災害対策用市長印の項中「**防災課**」を「**危機管理課**」に改め、同表老人福祉センター事務専用市長印の項中「**高齢福祉課**」を「**介護福祉課**」に改め、同表ボランティアセンター事務専用市長印の項中「**市民生活課**」を「**市民参画課**」に改め、同表防災センター事務専用市長印の項を削り、同表市長認印の項中「**人事課**」を「**人事課**」に、**市民課**」を「**市民課**」に、

「**国民健康保険課**」を「**国保年金課**」に、
「**高齢福祉課**」を「**福祉医療課**」に改め、同表ひな形中

「**11の18**」を「**11の18**」を削除に改める。
奈良市の印
防災センター用」

別表ひな形の11の18を削る。

(奈良市情報公開審査会規則等の一部改正)

第18条 次に掲げる規則の規定中「総務部情報公開室」を「情報公開課」に改める。

(1) 奈良市情報公開審査会規則(平成9年奈良市規則第51号)第5条

(2) 奈良市個人情報保護審議会規則(平成14年奈良市規則第4号)第5条

(奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部改正)

第19条 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市民生活部国民健康保険課長」を「市民生活部国保年金課長」に改める。

別記第1号様式中「奈良市市民生活部国民健康保険勤務」を「奈良市市民生活部国保年金課勤務」に改める。

(奈良市職員互助会規則の一部改正)

第20条 奈良市職員互助会規則(昭和40年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「総務部人事課長」を「人事課長」に改める。

(奈良市職員安全衛生規則の一部改正)

第21条 奈良市職員安全衛生規則(昭和55年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第19条中「総務部人事課」を「人事課」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第22条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「室(人権文化推進室及び病院事業室を除く。)、課」を「課(介護福祉課、道路維持課、道路建設課、営繕課、河川課及び工事検査課を除く。)」に、「奈良阪清美事務所」を「奈良阪処分地管理事務所」に改め、「生涯学習センター館長」を削る。

第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第11条から第13条まで、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第2項、第18条第2項、第19条第1項から第3項まで、第21条第1項から第3項まで、第25条第1項及び第3項、第26条、第27条、別記第6号様式(その2)並びに別記第8号様式中「財務部長」を「総務部長」に改める。

別記第10号様式中「財務部長 様」を「総務部長」に改める。

別記第11号様式中「財務部長」を「総務部長」に改める。

別記第12号様式中「 様」を「(あて先)」に、「財務部長」を「総務部長」に改める。

別記第14号様式中「財務部長」を「総務部長」に改める。

(奈良市会計規則の一部改正)

第23条 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「室（人権文化推進室及び病院事業室を除く。）、課」を「課（介護福祉課、道路維持課、道路建設課、営繕課、河川課及び工事検査課を除く。）」に、「（公民館については、生涯学習センター、中部公民館、西部公民館、月ヶ瀬公民館及び都祁公民館に限る。）」を「（公民館を除く。）」に改める。

第6条第3号中「職員）」の次に「及び管財課調達係長」を加える。

第23条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改め、

同項第2号イ中(オ)及び(カ)を削り、(キ)を(オ)とし、(ク)を(カ)とし、同号イ(カ)の次に次のように加える。

(キ)障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付費

第23条第1項第2号イ中(ケ)を削り、(コ)を(ク)とし、(サ)を(ケ)とし、(シ)を(コ)とし、(ス)を(サ)とし、(セ)を(シ)とする。

別表第1企画部企画政策課の項の前に次のように加える。

市長公室 情報公開課	主任及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
---------------	--------	---------------

別表第1企画部文化振興課の項を削り、同表総務部総務課の項を次のように改める。

総務部 文書法制課	法制係長及び係員	公報の売却代金の収納
	統計係長及び係員	所管に係る図書の売却代金の収納

別表第1総務部情報公開室の項を削り、同表財務部管財課の項中「財務部管財課」を「総務部管財課」に改め、同表財務部監理課の項中「財務部監理課」を「総務部監理課」に改め、同表財務部市民税課の項中「財務部」を「総務部税務室」に改め、同表財務部資産税課の項中

「財務部資産税課」を「総務部税務室
資産税課」に改め、同表財務部納税課の項中

「財務部納税課」を「総務部税務室
納税課」に改め、同表市民生活部市民課の項の次に次のように加える。

市民生活部 国保年金課	課長補佐	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 2 所管に係る保険料、保険税及びこれらの附帯金の収納 3 歯科ドック検診料の収納
	給付係長及び係員	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 2 歯科ドック検診料の収納
	徴収係長及び係員	所管に係る保険料、保険税及びこれらの附帯金の収納

別表第1市民生活部国民健康保険課の項及び同表保健福祉部高齢福祉課の項を削り、同表保健福祉部介護保険課の項を次のように改める。

保健福祉部 介護保険室 介護総務課	課長補佐 庶務係長、保険料 係長及び係員	1 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納 2 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納
-------------------------	----------------------------	--

別表第1中	を	「保健福祉部 保健所 保健総務課」	に改め、同表環境清美部環境清美第一事務所の項を
		「保健福祉部 保健所 生活衛生課」	
		「保健福祉部 保健所 保健予防課」	
		「保健福祉部 保健所 健康増進課」	
		「保健福祉部 保健所 都祁保健センター」	
		「保健所 保健総務課」	
		「保健所 生活衛生課」	
		「保健所 保健予防課」	
		「保健所 健康増進課」	
		「保健所 都祁保健センター」	

次のように改める。

環境清美部 収集課	庶務係長	一般廃棄物処理手数料の収納
--------------	------	---------------

別表第1中

「経済部観光課	観光係長及び係員	所管に係る使用料の収納	」を に
「文化経済部 文化観光室 観光課	観光係長及び係員	所管に係る使用料の収納	
「文化経済部 文化観光室 文化振興課	庶務係長及び係員	所管に係る文化事業収入の収納	

改め、同表経済部商工労政課の項中「経済部」を「文化経済部」に改め、同表中

「経済部農林課	を	「文化経済部 農林課	」に改め、同表建設部土木管理課の項中
「庶務係長	を	「用地管理第二係長	」に改め、同項の前に次のように加える。

建設部 建設庶務課	宅地造成係長	1 宅地造成事業による分譲地代金の収納 2 宅地造成事業による契約保証金の出納
--------------	--------	--

別表第1建設部用地課の項を削り、同表都市整備部下水道管理課の項中

「維持管理係長	を	「維持管理係長及び調査計画係長	」に改め、同表一条高校の項中「授業料」を「授業料、入学料」に
---------	---	-----------------	--------------------------------

改め、同表幼稚園の項の次に次のように加える。

教育委員会事務局 社会教育部 社会教育課	企画調整係長及び係員	1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る複写料の収納
----------------------------	------------	---------------------------------

別表第1生涯学習センターの項から都祁公民館の項までを削る。

別表第2企画部企画政策課長の項の前に次のように加える。

市長公室情報公開課長	所管に係る実費徴収金の収納
------------	---------------

別表第2企画部文化振興課長の項を削り、同表総務部総務課長の項を次のように改める。

総務部文書法制課長	所管に係る図書の売却代金の収納
-----------	-----------------

別表第2総務部情報公開室長の項を削り、同表財務部管財課長の項中「財務部管財課長」を「総務部管財課長」に改め、同表財務部監理課長の項中「財務部監理課長」を「総務部監理課長」に改め、同表中

「財務部市民税課長	を	「総務部税務室 市民税課長	」に、
「財務部資産税課長	を	「総務部税務室 資産税課長	」に、
「財務部納税課長	を	「総務部税務室 納税課長	」に改め、同表市民生活部市民課長の項の次に次のよ

うに加える。

市民生活部 国保年金課長	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 2 所管に係る保険料、保険税及びこれらの附帯金の収納 3 歯科ドック検診料の収納
-----------------	---

別表第2 市民生活部市民サービス課長の項を次のように改める。

市民生活部市民安全室 地域活動推進課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料の収納
------------------------	--

別表第2 市民生活部国民健康保険課長の項及び保健福祉部高齢福祉課長の項を削り、同表中

保健福祉部 介護保険課長	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納	を に
保健福祉部 福祉医療課長	老人保健医療費に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納	
保健福祉部介護保険室 介護総務課長	1 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納 2 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納	

改め、同表保健福祉部保健所保健総務課長の項から保健福祉部保健所健康増進課長の項までを次のように改める。

保健所保健総務課長	証紙の売りさばき代金の収納
保健所生活衛生課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
保健所保健予防課長	所管に係る実費徴収金の収納
保健所健康増進課長	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 養育医療に係る自己負担金の収納

別表第2 環境清美部環境清美第一事務所長の項を次のように改める。

環境清美部収集課長	一般廃棄物処理手数料の収納
-----------	---------------

別表中

経済部観光課長	所管に係る使用料の収納	を に、
文化経済部文化観光室 観光課長	所管に係る使用料の収納	
文化経済部文化観光室 文化振興課長	所管に係る文化事業収入の収納	
経済部商工労政課長	を「文化経済部 商工労政課長」に改め、同表中	
経済部農林課長	1 所管に係る地図の売却代金の収納 2 農林事業分担金の収納	を に
文化経済部農林課長	1 所管に係る地図の売却代金の収納 2 農林事業分担金の収納	
建設部建設庶務課長	1 宅地造成事業による分譲地代金の収納 2 宅地造成事業による契約保証金の出納	

改め、同表建設部用地課長の項を削り、同表教育委員会事務局教育総務部教育総務課長の項中「授業料」を「授業料、入学料」に改め、同表中

教育委員会事務局 教育総務部 学務課長	所管に係る負担金の収納	を に
教育委員会事務局 教育総務部学務課長	所管に係る負担金の収納	
教育委員会事務局 社会教育部 社会教育課長	1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る複写料の収納	

改め、同表生涯学習センター館長の項から同表都祁公民館長の項までを削る。

(奈良市公有財産規則の一部改正)

第24条 奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部の長」を「公室及び部の長」に改める。

第3条中「財務部長」を「総務部長」に改める。

第5条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「財務部管財課長(以下「管財課長」という。)」を「管財課長」に改める。

第7条第1項及び第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第43条第1項並びに第47条から第49

「

展	示	陳	列	コ	ー	ナ	ー
---	---	---	---	---	---	---	---

国際交流室長」を削り、

「

市	民	相	談	室
記	者			室

市民サービス課長

広	報	課	長
---	---	---	---

」を

「

記	者	室		
市	民	相	談	室

広報広聴課長」に改め、

「

防	災	無	線	室
---	---	---	---	---

防災課長」を削り、

「

共	用	倉	庫
---	---	---	---

」を

「

共	用	倉	庫				
防	災	無	線	室			
展	示	陳	列	コ	ー	ナ	ー

危機管理課長

文	化	振	興	課	長
---	---	---	---	---	---

」に改める。

(奈良市公用車管理規則の一部改正)

第27条 奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「財務部管財課長(以下「管財課長」という。)」を「管財課長」に改める。

第20条第2項中「総務部人事課長、総務部長」を「人事課長、市長公室長」に改める。

(奈良市土地開発基金管理規則の一部改正)

第28条 奈良市土地開発基金管理規則(昭和44年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第2項、第4条第1項及び第5条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改める。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第29条 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「財務部長並びに財務部市民税課」を「総務部長、税務室長並びに市民税課」に改める。

(奈良市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第30条 奈良市福祉事務所事務分掌規則(平成元年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「介護保険課」を「介護総務課、介護福祉課」に改める。

(奈良市生活安全推進協議会規則の一部改正)

条までの規定中「財務部長」を「総務部長」に改める。
(奈良市住宅地区改良事業等に伴う分譲宅地の譲渡に関する規則の一部改正)

第25条 奈良市住宅地区改良事業等に伴う分譲宅地の譲渡に関する規則(昭和63年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「財務部長」を「総務部長」に改める。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

第26条 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「財務部長」を「総務部長」に改める。

別表中

第31条 奈良市生活安全推進協議会規則(平成9年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市民生活部市民サービス課」を「地域安全課」に改める。

(奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第32条 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成8年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第17条中「企画部交通政策課」を「地域安全課」に改める。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

第33条 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民生活部病院事業室長」を「病院事業課長」に改める。

第54条第1項、第55条、第56条第2項、第57条及び第58条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第25号

奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部を改正する規則

奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成6年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「7級」を「6級」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第26号

職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名等に関する規則（昭和43年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表技能吏員の項中「警備員」を「保安員」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第27号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表技能職の項中「警備員」を「保安員」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第28号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則（平成10年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第29号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項及び第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第6条の5の見出し及び同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項中「条例第16条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「第25条第3項」を「第25条第2項第1号及び第3項」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）附則第12項の表の規則で定める割合は、同表の第16条第2項の項においては100分の7、同表の第16条第3項の項においては100分の10とする。

第19条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第25条の2第1項中「4級」を「3級」に改める。

第37条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第25条の2関係）

職員	加算割合
職務の級10級及び9級の職員並びに8級の職員（市長が定める職員に限る。）	100分の20
職務の級8級の職員（市長が定める職員に限る。）及び7級の職員	100分の15
職務の級6級及び5級の職員	100分の10
職務の級4級の職員及び3級の職員（市長が定める職員に限る。）	100分の5

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日揭示済）

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第30号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号か

ら第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第16条第1号」を「第16条」に改める。

第13条中「数を加えて得た」を「数に4を乗じて得た数を加えて得た」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者のうち次の各号に定める経験年数を有する者の給料月額は、第12条本文の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第1号から第3号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が給料表の適用を受ける職員で7級以上であるものにあつては、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（市長が別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長が別に定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

第19条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の給料月額は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。ただし、昇格した日の前日に受けていた給料月額がその職務の級の最高の号給を超える給料月額であるときは、市長が別に定めるものとする。

第19条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「おいて、前3項」を「おいて、前項」に、「おいては、前3項」を「おいては、同項」に改め、同項を同条第2項とする。

第21条及び第22条を次のように改める。

（昇給日）

第21条 条例第7条第4項の規則で定める日は、第23条第1項及び第23条の2に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（普通昇給）

第22条 条例第7条第4項又は第7項ただし書の規定による昇給（第23条第1項又は第23条の2に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、その者の職務について管理監督する地位にある者から昇給させようとする者の勤務成績についての意見を聴いて行わなければならない。この場合において、当該意見が得られない職員は、昇給しない。

第22条の次に次の1条を加える。

（職員の昇給の号給数）

第22条の2 職員を条例第7条第4項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

第23条第1項中「条例第7条第5項の規定による同条第4項本文の期間を短縮し、若しくは2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをも併せて行い上位の給料月額に」を「別に定めるところにより、条例第7条第4項の規定により」に改め、同項ただし書を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項第2号中「第25条第2項に定める」を「昇給日又は前項の規定による」に改め、同項第7号中「(55歳を超える職員で市長が定めるものを除く。）」を削る。

第23条の2中「条例第7条第4項若しくは第7項本文又は次条第1項の規定にかかわらず、上位の号給（同項の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させる」を「市長が定める日に、条例第7条第4項の規定による昇給をさせる」に改める。

第24条を次のように改める。

（わく外昇給）

第24条 条例第7条第7項ただし書の規定による昇給については、市長が別に定める。

第25条及び第26条を次のように改める。

第25条及び第26条 削除

第28条第1項中「調整し、又は昇給期間を短縮」を「調整」に改め、同条第2項中「又はその日から1年以内の第25条第1項に定める昇給の時期において」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第1項から第4項まで」を「前2項」に、「調整し、又は昇給期間を短縮」を「調整」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
6 級	1 課長補佐又は室長補佐の職務 2 主査の職務 3 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所長の職務 4 選挙管理委員会事務局次長の職務 5 農業委員会事務局次長の職務
7 級	1 課長又は室長の職務 2 主幹の職務 3 消防署長の職務 4 消防副署長の職務

8 級	1	部長の職務
	2	部次長の職務
	3	参事の職務
	4	相当の経験を有する課長又は室長の職務
	5	相当の経験を有する主幹の職務
	6	税務室長の職務
	7	月ヶ瀬診療所長の職務
	8	市民安全室長の職務
	9	人権文化推進室長の職務
	10	介護保険室長の職務
	11	文化観光室長の職務
	12	西部出張所次長の職務
	13	出納室長の職務
	14	相当の経験を有する消防署長の職務
	15	文化財防災官の職務
	16	高等学校事務長の職務
	17	図書館長の職務
	18	選挙管理委員会事務局長の職務
	19	監査委員事務局長の職務
	20	農業委員会事務局長の職務
	21	議会事務局次長の職務
9 級	1	相当の経験を有する部長の職務
	2	公室長の職務
	3	政策調整監の職務
	4	理事の職務
	5	保健所長の職務
	6	都祁診療所長の職務
	7	西部出張所長の職務
	8	行政センター所長の職務
	9	消防長の職務
	10	議会事務局長の職務
10 級		相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第14条、第17条、第18条、第20条の2関係）

級別資格基準表

試験・職種		学歴免許	職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
試験	上級	大学卒		3.5	6	別に定める
			0	3.5	9.5	
	中級	短大卒		6	6	別に定める
0			6	12		
初級	高校卒		8.5	6	別に定める	
		0	8.5	14.5		
その他		中学卒		11	6	別に定める
			0	11	17	
職種	医師及び歯科医師	大学6卒		6	6	別に定める
			0	0	6	
	獣医師	大学6卒		3.5	6	別に定める
			0	3.5	9.5	
	薬剤師	大学卒		3.5	6	別に定める
			0	3.5	9.5	
	診療放射線技師	短大卒		6	6	別に定める
			0	6	12	
管理栄養士	大学卒		3.5	6	別に定める	
		0	3.5	9.5		
栄養士	短大卒		6	6	別に定める	
		0	6	12		
歯科衛生士	短大卒		6	6	別に定める	
		0	6	12		

理学療法士	短大卒		6	6	別に定める
		0	6	12	
臨床検査技師	短大卒		6	6	別に定める
		0	6	12	
精神保健福祉士	大学卒		3.5	6	別に定める
		0	3.5	9.5	
保健師	大学卒 保健師養成所卒		4.5	6	別に定める
		0	4.5	10.5	
看護師	看護師養成所卒		8.5	6	別に定める
		0	8.5	14.5	
准看護師	准看護師養成所卒		11	6	別に定める
		0	11	17	
保育士	保育士養成所卒		8.5	6	別に定める
		0	8.5	14.5	
技能職員	高校卒		8.5	6	別に定める
		0	8.5	14.5	
			9.5	6	
業務職員	中学卒		11	6	別に定める
		0	11	17	
消防職員	高校卒		8.5	6	別に定める
		0	8.5	14.5	

別表第6 備考以外の部分を次のように改める。

別表第6 (第11条-第14条、第20条の2関係)

初任給基準表

試験・職種		学歴免許	初任給	
試験	上級		1級29号給	
	中級		1級17号給	
	初級		1級9号給	
その他		中学卒	1級1号給	
職種	医師及び歯科医師	大学6卒	2級29号給	
	獣医師	大学6卒	1級37号給	
	薬剤師	大学卒	1級29号給	
	診療放射線技師	短大卒	1級21号給	
	管理栄養士	大学卒	1級29号給	
	栄養士	短大卒	1級21号給	
	歯科衛生士	短大卒	1級21号給	
	理学療法士	短大卒	1級21号給	
	臨床検査技師	短大卒	1級21号給	
	精神保健福祉士	大学卒	1級29号給	
	保健師	大学卒	1級29号給	
		保健師養成所卒	1級25号給	
	看護師	看護師養成所卒	1級21号給	
	准看護師	准看護師養成所卒	1級9号給	
	保育士	保育士養成所卒	1級17号給	
	消防職員	高校卒	1級17号給	
	自動車運転手及び清掃作業員、土木作業員、下水作業員、火夫並びに市長がこれらと同等の職であると認める職員			1級13号給から 1級25号給まで
	保安員			1級13号給から 1級17号給まで
	用務員			1級5号給から 1級13号給まで
	学校給食調理員			1級1号給から 1級9号給まで
上記以外の技能・業務職員			1級9号給から 1級17号給まで	

別表第6備考第2項中「警備員」を「保安員」に改める。
 別表第7備考を次のように改める。
 備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。
 別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8（第19条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15
42	10	26	26	34	34	25	27	16	
43	11	27	27	35	35	26	28	16	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	29	17	
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		
51	19	35	35	43	42	29	32		

52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		
56	24	40	40	48	44	31	34		
57	25	41	41	49	45	31	35		
58	25	41	42	50	45	32	35		
59	26	42	43	51	46	32	36		
60	26	42	44	52	46	32	36		
61	27	43	45	53	47	33	37		
62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	30	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	31	47	47	61	51	37			
70	31	47	48	62	51	37			
71	32	48	48	63	52	38			
72	32	48	48	64	52	38			
73	33	49	49	65	53	39			
74	33	49	49	66	54	39			
75	34	49	49	67	55	40			
76	34	49	50	68	56	40			
77	35	50	50	69	57	41			
78	35	50	50	70	58				
79	36	50	51	71	59				
80	36	50	51	72	60				
81	37	51	51	73	61				
82	37	51	52	74	62				
83	38	51	52	75	63				
84	38	51	52	76	64				
85	39	52	53	77	65				
86	39	52	53	78					
87	40	52	53	79					
88	40	52	53	80					
89	41	53	54	81					
90	41	53	54	82					
91	42	53	54	83					
92	42	53	54	84					
93	43	53	55	85					
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	56						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	57						
102		55	57						
103		55	58						
104		56	58						
105		56	59						
106		56	59						
107		56	60						
108		56	60						
109		57	61						
110		57	61						

111		57	62						
112		57	62						
113		58	63						
114		58							
115		58							
116		58							
117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替)
- 2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第15号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第5項に規定する職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における号給又は給料月額は、別に定める。
(改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 3 平成18年改正条例附則第2項の規定によりその者の切替日における職務の級を定められた職員(当該職務の級を10級に定められた職員を除く。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が給料表の2級若しくは5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる給料月額を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第19条又は第20条の規定を適用する。
(平成19年1月1日における職員の昇給の号給数等)
- 5 平成19年1月1日において、職員を奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)第7条第4項の規定による昇

給(第25条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、その者の勤務成績に応じて別に定める基準となる号給数に、切替日(切替日後に新たに職員となった者又は切替日後に新規則第19条第2項の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあっては、市長の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる職員
- (2) 勤務成績が良好であると認められない職員で市長が昇給させることが相当でないとするもの
(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 6 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成15年奈良市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項、附則第4項の前の見出し、同項、附則第5項及び附則第6項並びに附則別表を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(平成18年3月31日揭示済)

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第31号

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第15号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第8項から第

10項までの規定による給料について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正前の規則 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年奈良市規則第30号）による改正前の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）をいう。
- (2) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (3) 初任給基準異動 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (4) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成18年改正条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級））をいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成10年奈良市条例第6号）第2条第1項又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (7) 復職時調整 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第28条、地方公務員の育児休業等に関する法律第7条又は公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）第6条の規定による号給の調整をいう。
- (8) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (9) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、他の

地方公共団体の職員又は市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（平成18年改正条例附則第8項の規則で定める職員）

第3条 平成18年改正条例附則第8項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成18年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降に初任給基準異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の規則第20条の2の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の規則第20条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則第28条又は平成18年改正条例附則第17項の規定による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正条例による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員については、当該額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(5) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあつては、市長の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、平成18年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第32号

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和60年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2」の次に「、第7条の4第1項から第3項まで及び第5項、第10条第2項第2号」を加え、「並びに附則第7項」を「、附則第7項並びに附則第12項」に改める。

第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、第5条の2を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

(条例第7条の4第1項に規定する規則で定める休職月等)

第4条 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 許可を受けた職員団体又は労働組合の役員としての専従又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等

(2) 育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第7条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第5条 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第7条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、市長の定めるところにより、次の各号に

掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が市長の定めるものであったときは、市長の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第6条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のアの表又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第7条 前条（第5条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（その者の非違により退職した者）

第8条 条例第10条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附則に次の1項を加える。

3 条例附則第12項ただし書に規定する規則で定める額は、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の

基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	なし
第2号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第3号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第4号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級及び5級であったもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第2号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第3号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第4号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第5号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第8号区分	平成18年4月以後の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第33号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号。以下「平成18年改正条例」という。)の施行のために必要な経過措置を定めるものとする。

(平成18年改正条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する市長が定める額)

第2条 平成18年改正条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する市長が定める額は、同条第2項に掲げる職員が、市長の定めるところにより、その者の奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同条例第9条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間において同条例第2条に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が平成18年3月31日において受けるべき給料月額とする。

(平成18年改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額)

第3条 平成18年改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

災害派遣手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第34号

災害派遣手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当の支給に関する規則(平成8年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害派遣手当等の支給に関する規則

第1条中「災害派遣手当の支給に関する条例」を「災害派遣手当等の支給に関する条例」に、「災害派遣手当の支給方法」を「災害派遣手当等の支給方法」に改める。

第2条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第35号

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(貸与すべき貸与品等)

第3条 貸与品を貸与される職員(以下「被貸与者」という。)は、別表第1に定める職員及び環境清美部に所属する職員とする。

2 別表第1に定める被貸与者に貸与する貸与品の品名、数量、貸与期間及び着用期間は、被貸与者の職務の内容に応じてそれぞれ同表に定めるとおりとする。

3 環境清美部に所属する被貸与者に貸与する貸与品の品名、同一年度内に貸与を受けることができる数量、貸与期間及び着用期間は別表第2に定めるとおりとし、貸与の基準は次に定めるところによる。

(1) 市長は、毎年度別に定める日に在職する職員に対し、当該職員の職務に応じた持点数(貸与品の貸与期間及び同一年度に貸与を受けることができる数量を考慮して、職員ごとに毎年度市長が定める点数をいう。以下同じ。)を与えるものとする。

(2) 市長は、毎年度貸与品ごとに、当該貸与品の貸与を受けるために要する点数を定めるものとする。

(3) 職員は、第1号の規定により持点数を与えられたときは、貸与品のうちから同一年度内に貸与を受けることができる数量及び貸与期間を超えない範囲内において、貸与品を選択し、貸与を受けるものとする。この場合において、持点数の残点数が生じたときにおいても、翌年度以降に繰り越すことができないものとする。

(4) 市長は、貸与品の規格変更又は品目の増加が生じたときは、当該年度の貸与品目を指定することがある。

(5) 市長は、職員が休職しているとき又は職員の職務の性質によつて必要と認めるときは持点数を調整し、又は貸与品を指定することがある。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認められた場合は、貸与品を職員に共用させ、又は貸与期間を伸縮することがある。

第12条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。別表第3項中「清掃、下水処理」を「下水処理」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第3条、第12条関係)

貸与品名	同一年度内に貸与を受けることができる数量						貸与期間	着用期間
	事務職員	技術職員	収集職員 廃棄物等	工場職員 環境清美	最終処分 場職員			
夏服	上衣	3	3	3	3	3	12月	夏服は、6月1日から9月30日まで、冬服は、10月1日から5月31日までとする。
	ズボン	3	3	3	3	3	12月	
	帽子	1	1	1	1	1	12月	
	バンド	1	1	1	1	1	12月	
冬服	上衣	1	3	3	3	3	12月	
	ズボン	1	3	3	3	3	12月	
	帽子	1	1	1	1	1	12月	
	バンド	1	1	1	1	1	12月	
靴	運動靴	2	2	4	2	2	12月	
	ゴム長靴	1	1	1	2	2	12月	
	安全靴			1	1		12月	
手袋	6	6	6	6	6	12月		
雨作業衣	1	1	2	1	1	24月		
防寒コート	1	1	1	1	1	24月		

(備考) 新任のときの貸与品については、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第36号

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の39の規定に基づき設置する地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)において、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うための事業(以下「事業」という。)を実施し、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の要介護状態等の高齢者若しくは要介護状態等となるおそれのある高齢者(以下「要介護高齢者等」という。)又はその家族等とする。

(日常生活圏域)

第3条 要介護高齢者等又はその家族等は、事業を利用するときは、市長が定める利用者の日常生活圏域(以下「圏域」という。)を担当する支援センターを利用しなければならない。

(事業の実施)

第4条 市長は、事業の実施に当たっては、支援センターの運営の方針について、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、公正・中立を確保しつつ、その円滑かつ適正な運営を図ることとする。

2 市長は、圏域ごとに担当する支援センターを定めるものとする。

(事業内容)

第5条 支援センターは、次に掲げる事業を圏域に積極的に出向き、又は支援センターにおいて行うものとする。

- (1) 法第115条の38第1項第2号から第5号までに掲げる事業を行うこと。
- (2) 法第115条の20の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定を受け、指定介護予防支援を行うこと。
- (3) 各種の保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行等の便宜を図る等サービスの適用の調整を行うこと。
- (4) 効率的かつ効果的に住民の実態把握を行い、要介護高齢者等を見出し支援すること。

- (5) 圏域での地域包括ケアを有効に機能させるため、保健・福祉・医療の専門職と専門機関との相互の連携、ボランティア等の住民活動等インフォーマルな活動を含めた地域の様々な社会資源を統合し、地域包括支援ネットワークを構築すること。
- (6) 次条に規定する相談協力員に対する定期的な研修会、支援センターと相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換、親睦等を図るための相談協力員懇話会の開催並びに相談協力員との日常的な連絡調整を行うこと。
(相談協力員)

第6条 支援センターに相談協力員を置く。

- 2 相談協力員は、支援センターの円滑な運営に資するため、支援センターと連携して、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 要援護高齢者等に対する公的保健福祉サービス、支援センターの紹介等を行うこと。
 - (2) 様々な機会をとらえての各種の公的保健福祉サービスの広報及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- 3 相談協力員の任期の末日は、平成20年以後3年ごとの1月31日とする。
(利用料)

第7条 事業の利用料は、無料とする。
(事業の委託)

- 第8条 支援センターの運営は、圏域ごとに次に掲げる法人に委託して行うものとする。
- (1) 財団法人沢井病院
 - (2) 医療法人社団谷掛整形外科診療所
 - (3) 医療法人岡谷会
 - (4) 医療法人清和会
 - (5) 社会福祉法人福寿会
 - (6) 社会福祉法人奈良苑
 - (7) 医療法人平和会
 - (8) 医療法人松本快生会
 - (9) 医療法人北寿会
 - (10) 社会福祉法人大倭安宿苑
 - (11) 社会福祉法人晃宝会
(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

〔注〕この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 心身状況表
- (2) 医師の診断書

〔生活管理指導員派遣事業の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。〕

年 月 日

申出者氏名 _____ ㊦

(注) この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 心身状況表
- (2) 医師の診断書
- (3) 介護予防プラン

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 次項の規定による廃止前の奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則（平成10年奈良市規則第34号）第5条第1項に規定する相談協力員である者は、第6条第1項に規定する相談協力員とみなす。
(奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の廃止)
- 3 奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則は、廃止する。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第37号

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則（平成12年奈良市規則第28号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「要介護状態」を「要介護状態等」に改める。
- 第2条第1項第1号中「(65歳未満の者であって、市長が特に必要と認める者を含む。)」を削り、「属すること」を「属し、介護予防プランにおいて事業の利用が必要であるとされていること」に改める。

第3条中「社会福祉法人奈良市社会福祉協議会」を「市長が指定する者」に改める。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、申出書は、その住所地を担当する地域包括支援センターを経由して提出するものとする。

第6条に次の1号を加える。

- (3) 介護予防プラン

第7条に次の1項を加える。

- 4 市長は、地域包括ケアの観点から、第1項及び第2項の決定の内容を、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に通知するものとする。

別記第1号様式中「奈良市長 _____ 様」を「(あて先) 奈良市長」に、

を
」

に

経由機関： 担当者： TEL - 地域包括支援センター 確認欄	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
---------------------------------------	---------------	---------

改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「奈良市長様」を「(あて先) 奈良市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則第7条の規定により指導員の派遣の決定を受けている者(派遣を停止されている者を含む)は、この規則による改正後の奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則第7条の規定により指導員の派遣の決定を受けた者とみなす。
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第38号

奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成12年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要介護状態」を「要介護状態等」に改める。

「※ この申込書には、次の書類を添付して下さい。

- 心身状況書
- 医師の診断書
- 誓約書

を

」

「 承 諾 書

生活管理指導短期宿泊の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。

年 月 日

申請者氏名 _____ ㊟

(対象者との続柄 _____)

対象者氏名 _____ ㊟

※ この申込書には、次の書類を添付してください。

- 心身状況書
- 医師の診断書
- 誓約書
- 介護予防プラン

に

経由機関： 担当者： TEL - 地域包括支援センター 確認欄	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
---------------------------------------	---------------	---------

」

改める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。
(平成18年 3月31日揭示済)

奈良市軽度生活援助事業実施規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第39号

奈良市軽度生活援助事業実施規則の一部を改正する
規則

奈良市軽度生活援助事業実施規則（平成12年奈良市規則
第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要介護状態」を「要介護状態等」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「(65歳未満の者であって、市長
が特に必要と認める者を含む。)」を削り、「属すること」

を「属し、ケアプラン又は介護予防プランにおいて軽度生
活援助事業の利用が必要であるとされていること」に改め
る。

第 4 条第 3 号中「通院」を「者及び要支援 1 又は 2 の認
定を受けた者の通院」に改める。

第 6 条中「医師の診断書（別記第 2 号様式）」を「次に
掲げる書類」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、申出書は、その住所地を担当する
地域包括支援センターを経由して提出するものとする。

第 6 条に次の各号を加える。

(1) 医師の診断書（別記第 2 号様式）

(2) ケアプラン又は介護予防プラン

第 7 条に次の 1 項を加える。

4 市長は、地域包括ケアの観点から、第 1 項及び第 2 項
の決定の内容を、地域包括支援センター及び居宅介護支
援事業者に通知するものとする。

別記第 1 号様式中

希望する 援助の 内 容 (○で囲む)	1 買物の付添い 2 介護教室への参加等健康増進に資する外出時の付添い 3 短期入所生活介護中の通院の付添い 4 寝具類等大物の洗濯物の搬出及び搬入 5 朗読、代筆等多少目の不自由な人に対する援助	を
------------------------------	--	---

希望する 援助の 内 容 (○で囲む)	1 買物の付添い 2 介護教室への参加等健康増進に資する外出時の付添い 3 短期入所生活介護中の者又は要支援 1・2 の者の通院の付添い 4 寝具類等大物の洗濯物の搬出及び搬入 5 朗読、代筆等多少目の不自由な人に対する援助	に、
------------------------------	--	----

「 (注) この申出書には、医師の診断書を添付してください。 」を

「 軽度生活援助員派遣事業の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することにつ
いて承諾します。

年 月 日

申出者氏名 _____ ㊟

(注) この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 医師の診断書

(2) ケアプラン又は介護予防プラン

経由機関： 担当者： _____ TEL _____	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄	に
地域包括支援センター 確認欄			

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈
良市軽度生活援助事業実施規則第 7 条の規定により援助
員の派遣の決定を受けている者（派遣を停止されている
者を含む。）は、この規則による改正後の奈良市軽度生
活援助事業実施規則第 7 条の規定により援助員の派遣の
決定を受けた者とみなす。

(平成18年 3月31日揭示済)

奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第40号

奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一
部を改正する規則

奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則（平成 3
年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「老人日常生活保安用具給付申込書」を「高齢者日常生活保安用具給付申込書」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「所得税額」を「市外から転入した者にあつては所得税額」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条第2項中「老人日常生活保安用具給付決定通知書」を「高齢者日常生活保安用具給付決定通知書」に改める。

別表第1中「在宅ひとり暮らし老人等」を「在宅ひとり

「添付書類 1 心身状況書

2 世帯全員の住民票の写し

3 所得税額を証明できる書類（生計中心者のもので、1月から6月までは前々年、7月から12月までは前年のそれぞれ所得に係るものとします。

承諾書

日常生活保安用具給付決定の資格要件確認のために必要があるときは、奈良市において、対象世帯員及び生計中心者の住民記録・所得税課税台帳の閲覧及び関係機関への情報提供を承諾します。

氏名 ㊦

添付書類 1 心身状況書

2 市外から転入した者にあつては所得税額を証明できる書類（生計中心者のもので、申込月が1月から6月までは前々年の所得、7月から12月までは前年の所得に係るものとする。）

經由機関： 担当者： TEL -	地域包括支援センター受付欄	市受付欄
地域包括支援センター 確認欄		

改める。

別記第3号様式中「老人日常生活保安用具給付決定通知書」を「高齢者日常生活保安用具給付決定通知書」に、「奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則」を「奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第41号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

第5条第1項第2号中「引続き6月以上」を削り、「第3項第2号」を「次項第2号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条第2項を削り、同条第3項第2号中「引続き1年以上」を削り、同項を同条第2項とする。

第6条を削る。

第7条第5号ア、イ及びエ中「応じて」の次に「信用保証協会が」を加え、同条を第6条とし、第8条から第11条

暮らし高齢者等」に、「在宅寝たきり老人」を「在宅寝たきり高齢者」に改める。

別記第1号様式中「老人日常生活保安用具給付申込書」を「高齢者日常生活保安用具給付申込書」に、「奈良市長様」を「(あて先) 奈良市長」に、「在宅ひとり暮らし老人等」を「在宅ひとり暮らし高齢者等」に、「在宅寝たきり老人」を「在宅寝たきり高齢者」に、

を

までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。

(平成18年3月31日揭示済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地
地区画整理事業清算金徴収交付規則をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第42号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
土地地区画整理事業清算金徴収交付規則
(趣旨)

第1条 この規則は、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、奈良市が施行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地地区画整理事業における清算金の徴収及び交付について、必要な事項を定めるものとする。

(清算金の集計及び相殺)

第2条 市長は、法第103条の規定による換地処分をしたときは、法第87条第1項第3号に規定する各筆各権利別清算金明細に基づき、宅地の所有権又は宅地に存する所有権以外の権利（以下これらを総称して「権利」という。）を有する者ごとに、各権利に対する清算金の集計又は相殺を行い、徴収し、又は交付すべき清算金の額を決定する。

2 前項の場合において、共有に係る権利又は区分所有建物の敷地に係る敷地権があるときは、その持分について登記があるものについてはその持分に応じて、登記のないものその他その持分が明確でないものについては相等的なものとして定めるものとする。ただし、当該権利を有する者から連署した書面による持分の申出があったときは、それによるものとする。

3 市長は、清算金の交付を受けるべき権利に、先取特権、質権又は抵当権がある場合は、当該権利に係る清算金は相殺しない。ただし、法第112条第1項ただし書の規定により先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があった場合は、この限りでない。

4 市長は、清算金の相殺をする場合において、相殺に係る清算金の金額が同じでないときは、そのうち金額の少ないものから順次相殺し、清算金集計・相殺明細書を権利を有する者に送付するものとする。

（供託）

第3条 市長は、清算金を交付する場合において、次のいずれかに該当するときは、当該清算金を供託する。ただし、第1号の場合において、法第112条第1項ただし書の規定により清算金供託不要申出書（別記第1号様式）による申出があったときは、この限りでない。

- (1) 清算金の目的となっている土地について先取特権、質権又は抵当権が存するとき。
- (2) 権利を有する者が清算金の受領を拒んだとき。
- (3) 権利を有する者の所在が不明のとき。
- (4) 権利を有する者を確知することができないとき。

2 市長は、清算金を供託したときは、権利を有する者には清算金供託通知書（所有者用）により、先取特権、質権又は抵当権を有する者には清算金供託通知書（債権者用）により通知するものとする。

（清算金台帳）

第4条 市長は、徴収し、又は交付すべき清算金の額を決定したときは、清算金台帳に記載するものとする。

（徴収清算金の納入通知）

第5条 市長は、清算金台帳に基づき清算金を徴収しようとするときは、徴収清算金決定通知書に、納入通知書及び清算金集計・相殺明細書を添えて、清算金を納付すべき者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、清算金徴収簿及び清算金納入・交付通知書発送簿に必要な事項を記載するものとする。

（清算金の分納申請）

第6条 施行規程（法第53条に規定する施行規程をいう。以下同じ。）に定めるところにより清算金を分納しようとする者は、前条第1項の通知を受けた日から2週間以内に清算金分納承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請された清算金の分納を承認したときは、第1回目の納付期限の30日前までに清算金分納承認書により申請者に通知するものとする。

（清算金を分納する者の届出）

第7条 清算金を分納する者は、清算金の完納前に次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める届出書により直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき 住所氏名等変更届出書（別記第3号様式）

(2) 第三者が清算金を納付すべき債務を引き受けたとき 徴収清算金債務者の変更届出書（別記第4号様式）

（清算金債務の相続）

第8条 清算金を納付すべき者に相続があったときは、相続人は、速やかに清算金債務の承継届（別記第5号様式）に、その事実を証する書面を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、相続により承継した清算金の額その他の事項を清算金債務承継通知書により当該届出をした相続人に通知するものとする。

3 市長は、清算金を納付すべき者に相続があった場合において第1項の届出がないときは、相続人及びその相続分を調査し、相続分が判明した場合は当該相続分により、相続分が不明の場合は法定相続分により清算金を納付すべき債務を承継させるものとする。この場合においては、相続により承継した清算金の額その他の事項を清算金債務承継通知書により相続人に通知するものとする。

4 市長は、前2項の規定により清算金債務承継通知書を相続人に送付したときは、新たな納入通知書により納入義務者に通知するものとする。

（分割納付の取消し等の通知）

第9条 市長は、清算金の分納の承認を受けた者が納付すべき清算金を滞納した場合において、施行規程に定めるところにより当該承認を取り消し、未納の清算金の繰上徴収をするときは、清算金分納承認取消・繰上徴収通知書に、新たな納入通知書を添えて納入義務者に通知するものとする。

（繰上納付の届出）

第10条 清算金の分納の承認を受けた者は、施行規程に定めるところにより納付すべき清算金の全部又は一部を繰り上げて納付しようとするときは、清算金繰上納入届出書（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、新たな納入通知書を、届出者に送付するものとする。この場合において、一部の繰上納付により当該繰上納付の日から次回の納付

期限までの期間が1年を超えるときは、当該期間が6月以上1年以内になるよう次回の納付期限を繰り上げることがある。

- 3 繰上納付があった場合の利子の計算は、繰上納付すべき日までの日割計算とする。この場合において、利子に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付清算金の交付通知)

第11条 市長は、清算金台帳に基づき清算金を交付しようとするときは、交付清算金決定通知書により、清算金の交付を受けるべき者に通知するものとする。

- 2 市長は、清算金を分割して交付するときは、清算金分割交付金額決定通知書により、清算金の交付を受けるべき者に通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の通知をしたときは、清算金交付簿及び清算金納入・交付通知書発送簿に必要な事項を記載するものとする。

(清算金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、次に掲げる書類を交付期限の20日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 清算金請求書(別記第7号様式)
(2) 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)別記第21号様式による相手方登録申請書
(3) 清算金の交付を受けるべき者に相続があった場合において、相続人の代表者が清算金の交付を受けようとするときは、相続財産の代表受領届(別記第8号様式)

(清算金の交付を受けるべき者の届出)

第13条 清算金の交付を受けるべき者は、清算金の交付完了前に次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める届出書により直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき 住所氏名等変更届出書
(2) 第三者に清算金の交付を受けるべき債権を譲渡したとき 交付清算金債権者の変更届出書(別記第9号様式)

(端数計算)

第14条 清算金の徴収及び交付に関して必要な計算をする場合において、円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第15条 延滞金及び利子の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(印鑑証明書等)

第16条 市長は、清算金供託不要申出書、相続財産の代表受領届等の権利を確定する重要な書類及び清算金請求書を提出させる場合は、個人については印鑑証明書を、法人については印鑑証明書及び代表者事項証明書を添付さ

せるものとする。ただし、個人で50万円未満の清算金の交付を受ける者の清算金請求書に押印する印鑑は、振込口座の登録印とする。

(通知書等の様式)

第17条 この規則に規定する通知書、台帳等の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、清算金の徴収及び交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)
土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

申出人 住所 _____
氏名 _____ ㊟

清算金供託不要申出書

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 土地区画整理事業施行地区内の次の土地について、交付を受ける清算金は、これを供託しないで権利者に交付してください。

権利者	住所		権利の種類	債権の種類				
	氏名							
従前の土地				換 地				清算交付金 円
町名	地番	地目	地積	町名	地番	地目	地積	
			m ²				m ²	

(注意)

- 1 先取特権、質権又は抵当権のある土地について清算金を交付する場合は、債権者から本書による申出のない限り、土地区画整理法第112条第1項の規定により、供託することになります。
- 2 登録印鑑を押印し、印鑑証明書(3箇月以内に発行されたもの)を1部添付してください。法人にあっては、代表者事項証明書を併せて添付してください。
- 3 本書は、従前の土地1筆につき1枚提出してください。
- 4 本書は、年 月 日までに提出してください。
- 5 「権利の種類」には、所有権、地上権、永小作権又は賃借権の別を記載してください。

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)

土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

申請者 住所 _____
氏名 _____ ㊟

清算金分納承認申請書

年 月 日付 第 号で通知を受けた徴収清算金を次のとおり分割して納入したいので、承認願います。

回	納期限	納 入 額		
	(年 月 日)	元 金	利 子	元利合計
1	・ ・			
2	・ ・			
3	・ ・			
4	・ ・			
5	・ ・			
6	・ ・			
7	・ ・			
8	・ ・			
9	・ ・			
10	・ ・			
11	・ ・			
計	・ ・			

第3号様式(第7条・第13条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)

土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

届出人 住所

氏名 ㊟

住所氏名等変更届出書

このたび、私は次のとおり(住所・氏名)を変更しましたので、届出いたします。

今後は、土地区画整理事業の施行に伴う清算金の通知については、(新住所・新氏名)へ送付
していただきますよう依頼します。

新住所	
新氏名	
旧住所	
旧氏名	

(注意) 異動の経過が分かる書類を1通添付してください。

- ・住所変更の場合………戸籍の附票
- ・氏名変更の場合………戸籍抄本

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)

土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

債務引受人 住所 _____
氏名 _____ ㊟

債務者 住所 _____
氏名 _____ ㊟

徴収清算金債務者の変更届出書

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 土地区画整理事業の施行に伴う徴収清算金債務を次のとおり引受しました。このため、徴収清算金を債務引受人から徴収していただきますように依頼いたします。

1 引受年月日 年 月 日

2 引受した徴収清算金債務額

金 円

(注意)

- 1 この届出により、債務引受人から清算金を徴収するものです。このため、債務引受人が清算金を納付しない場合には、債務者に請求することになります。
- 2 債務引受人及び債務者ともに登録印鑑を押印し、印鑑証明書(3箇月以内に発行されたもの)を添付してください。

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)
土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

清算金債務の承継届

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 土地区画整理事業の換地処分により確定した被相続人 _____ 名義の徴収清算金(金 _____ 円)については、次のとおり承継したので届けます。

住 所	氏 名	印	続 柄	相続承継額
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円

(注意)

- 1 相続人全員が確認できるもの(戸籍謄本又は改製原戸籍謄本)及び住民票の写し並びに印鑑証明書(3箇月以内に発行されたもの)を添付してください。
- 2 印欄には、登録印鑑を押印してください。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)
土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

届出者 住所

氏名 ㊟

清算金繰上納入届出書

清算金を繰上納入したいので、次のとおり届け出ます。

分割納入承認 年 月 日 第 号										
	納期限 年 月 日 ・ ・	納入金額			摘要	納期限 年 月 日 ・ ・	納入金額			摘要
		元金 円	利子 円	合計 円			元金 円	利子 円	合計 円	
今後納入すべき清算金	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
	・ ・					・ ・				
繰上納入しようとする日		年 月 日								
繰上納入額		元金 円			利子 円			円		

第7号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)

土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

住所 _____

氏名 _____ ㊟

電話 () _____

清算金請求書

私は、本事業の換地処分に伴う交付清算金 金 _____ 円の請求権があり、次のとおり、交付清算金を請求します。

この請求書による交付清算金の支払について、後日第三者から異議の申出があった場合は、私の責任において解決を図り貴市に対してご迷惑をかけないことを申し添えます。

請求内訳	土地区画整理事業による交付清算金
請求金額	金 _____ 円

(注意) 登録印鑑を押印し、個人については印鑑証明書(3箇月以内に発行されたもの)を、法人については印鑑証明書及び代表者事項証明書を添付してください。ただし、個人で50万円未満の清算金の交付を受ける方は振込口座の登録印を押印してください。

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)

土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

代表受領者 住所 _____
氏名 _____ ㊟

相続財産の代表受領届

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 土地区画整理事業の施行により確定し被相続人 _____ に支払う交付清算金につきましては、相続人を代表して _____ が受領いたします。支払われた交付清算金について、他の相続人から施行者に権利の主張があったときには、私の方で解決をします。

1 被相続人名義の土地

2 被相続人に支払う交付清算金

(注意) 代表受領者の登録印鑑を押印し、印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付してください。

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

土地区画整理事業

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 氏 名

債権譲受人 住所 _____
氏名 _____ ㊟

債権譲渡人 住所 _____
氏名 _____ ㊟

交 付 清 算 金 債 権 者 の 変 更 届 出 書

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 土地区画整理事業の施行に伴う交付清算金債権を次の理由により譲渡しました。このため、交付清算金を譲受人にお支払いただきますように依頼いたします。

1 交付清算金債権を譲渡した理由

2 譲渡年月日 年 月 日

3 譲渡した交付清算金債権額

金 円

（注意）債権譲渡人の登録印鑑を押印し、印鑑証明書（3箇月以内に発行されたもの）を添付してください。

(平成18年 3月31日掲示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第43号

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「参事」を「理事及び参事」に改め、同条第9項中「部長」を「理事、部長」に改める。

第8条第2項中「参事」を「理事及び参事」に改める。

第9条第1項中「次に定める順序により、部長」を「理事」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「部長」を「理事」に、「あらかじめ局長の指名する者」を「次に定める順序により、部長」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 消防総務部長の職にある者
- (2) 生活安全部長の職にある者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。
(奈良市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)
- 2 奈良市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則（昭和44年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表消防監の項中「部長」を「理事、部長」に改める。
(奈良市消防職員委員会規則の一部改正)
- 3 奈良市消防職員委員会規則（平成 8年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。
第2条中「消防局消防総務部長」を「消防局理事、消防局消防総務部長」に改める。

(平成18年 3月31日掲示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第44号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和28年奈良市規則第6号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励手当)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める職員は、納税課、国保年金課又は介護総務課に勤務し、差押え等の強制執

行に従事した職員とする。

2 条例第3条第2項の規則で定める額は、1件につき250円とする。

(行旅病人処理手当)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める額は、1件につき700円とする。

(行旅死亡人処理手当)

第4条 条例第5条第2項の規則で定める額は、1件につき1,500円とする。

(火葬作業手当)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める額は、日額1,000円とする。ただし、従事する時間が1日（暦日による。以下同じ。）に4時間未満の場合は、日額600円とする。

(清掃勤務手当)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める職員は、環境清美部に勤務する事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員とする。

2 条例第8条第2項の規則で定める額は、日額250円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額150円とする。

(し尿処理作業手当)

第7条 条例第9条第1項の規則で定める職員は、衛生浄化センターに勤務する技術吏員及び技術員とする。

2 条例第9条第2項の規則で定める額は、日額540円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額324円とする。

(美化清掃業務手当)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める職員は、まち美化推進課に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員とする。

2 条例第10条第2項の規則で定める額は、日額1,000円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額600円とする。

(廃棄物等処理作業手当)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) リサイクル推進課、収集課、環境清美工場、土地改良清美事務所又は奈良阪処分地管理事務所に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員

(2) 環境清美工場、土地改良清美事務所又は奈良阪処分地管理事務所に勤務する技術吏員及び技術員

2 条例第11条第2項の規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号の職員については日額1,000円。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額600円とする。

(2) 前項第2号の職員については日額540円。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額324円とする。

(大型ごみ業務手当)

第10条 条例第12条第1項の規則で定める職員は、収集課

に勤務し担当区域外の大型ごみ収集作業又は大型ごみ収集作業に付随する作業で担当業務以外のものに従事する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員とする。

2 前項に規定する担当区域及び担当業務については、収集課長が別に定める。

3 条例第12条第2項の規則で定める額は、勤務1回につき1,500円とする。

(廃棄物等現場指導業務手当)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める職員は、環境清美部に勤務する事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員とする。

2 条例第13条第2項の規則で定める額は、日額500円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額300円とする。

(動物死体収集作業手当)

第12条 条例第14条第1項の規則で定める職員は、収集課に勤務する職員とする。

2 条例第14条第2項の規則で定める額は、日額800円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、480円とする。

(大型特殊自動車等運転手当)

第13条 条例第15条第1項の規則で定める大型特殊自動車等は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車とする。

2 条例第15条第1項の規則で定める職員は、リサイクル推進課、環境清美工場、土地改良清美事務所、奈良阪処分地管理事務所又は土木管理センターに勤務する職員とする。

3 条例第15条第2項の規則で定める額は、日額500円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額300円とする。

(環境検査手当)

第14条 条例第16条第1項の規則で定める職員は、環境検査センターに勤務する技術吏員及び技術員とする。

2 条例第16条第2項の規則で定める額は、日額250円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額150円とする。

(下水処理作業手当)

第15条 条例第17条第1項の規則で定める職員は、下水道管理課に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員とする。

2 条例第17条第2項の規則で定める額は、日額1,000円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額600円とする。

(道路舗装等作業手当)

第16条 条例第18条第1項の規則で定める職員は、土木管理センターに勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員とする。

2 条例第18条第2項の規則で定める額は、日額1,000円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額600円とする。

(夜間業務手当)

第17条 条例第19条第1項の規則で定める職員は、奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)別表に定める夜勤に従事した職員とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める額は、勤務1回につき1,000円とする。

(過重作業手当)

第18条 条例第20条第1項の規則で定める作業及び同条第2項の規則で定める額は、次項から第11項までに定めるところによる。

2 収集課に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が通常の業務の範囲を大きく超えて行う次の各号に掲げる作業については、当該各号に定める額とする。

(1) 3人で行う担当区域外の廃棄物収集作業で、月曜日から水曜日までに行うもの 勤務1回につき半校区にあっては1,750円、1校区にあっては3,500円

(2) 3人で行う担当区域外の廃棄物収集作業で、木曜日又は金曜日に行うもの 勤務1回につき半校区にあっては1,500円、1校区にあっては3,000円

(3) 2人で行う担当区域外の廃棄物収集作業で、月曜日から水曜日までに行うもの 勤務1回につき半校区にあっては2,625円、1校区にあっては5,250円

(4) 2人で行う担当区域外の廃棄物収集作業で、木曜日又は金曜日に行うもの 勤務1回につき半校区にあっては2,250円、1校区にあっては4,500円

(5) 3人で行う2校区の廃棄物収集作業で、水曜日に行うもの 日額3,500円

(6) 2人で行う1校区の廃棄物収集作業で、水曜日に行うもの 日額2,625円

(7) 3人で行う2校区の廃棄物収集作業で、月の第3木曜日又は第3金曜日に行うもの 日額3,000円

(8) 2人で行う1校区の廃棄物収集作業で、月の第3木曜日又は第3金曜日に行うもの 日額2,250円

3 前項に規定する担当区域及び校区とは、運転手1人作業員2人で収集作業を行う区域として収集課長が定める区域をいう。

4 まち美化推進課に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が行う通常の収集量を大きく超える廃棄物収集作業(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)については、日額1,500円とする。ただし、従事した時間1日に4時間未満の場合は、日額900円とする。

5 リサイクル推進課に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が通常の業務の範囲を大きく超えて行う次の各号に掲げる作業については、当該各号に定める額とする。

(1) 3人で行う1単位の再生資源の収集作業 日額3,500円

(2) 4人で行う1単位の再生資源の収集作業 日額1,750円

(3) 3人で行う半単位の再生資源収集の応援作業 勤務1回につき3,500円

<p>(4) 4人で行う半単位の再生資源収集の応援作業 勤務1回につき2,625円</p> <p>(5) 5人で行う半単位の再生資源収集の応援作業 勤務1回につき2,100円</p> <p>(6) 公共施設の拠点収集作業 勤務1回につき1,500円</p> <p>(7) 大型再生家具等の収集作業 勤務1回につき1,500円</p> <p>6 前項第1号から第5号までに規定する単位とは、通常の作業人数で行う1日当たりの作業量としてリサイクル推進課長が定める作業量とする。</p> <p>7 環境清美工場に勤務する職員が行う焼却炉等の清掃作業で通常の業務の範囲を大きく超えるもの(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)については、日額1,500円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額900円とする。</p> <p>8 土地改良清美事務所又は奈良阪処分地管理事務所に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が行う通常の業務以外の事務所周辺の特別な整地作業等(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)については、日額1,500円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額900円とする。</p> <p>9 下水道管理課に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が行う通常の作業量を大きく超える下水路又は特定事業場等の点検作業又は清掃作業(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)については、日額1,500円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額900円とする。</p> <p>10 土木管理センターに勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が行う市内の行事開催等に伴う特別な作業(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)については、日額1,500円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額900円とする。</p> <p>11 市立学校又は幼稚園に勤務する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員が行う地上おおむね10メートル以上の足場が不安定な箇所での樹木の剪定作業又はチェーンソー等の動力機器を直接使用した樹木の剪定作業若しくは伐採作業(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)については、日額250円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額150円とする。</p> <p>(危険手当)</p> <p>第19条 条例第21条第2項の規則で定める額は、日額250円とする。</p> <p>(消防技術手当)</p> <p>第20条 条例第22条第2項第1号の規則で定める額は、勤務1回につき150円とする。ただし、勤務する時間が4時間以上16時間未満の場合は勤務1回につき90円とし、勤務する時間が4時間未満の場合は支給しない。</p> <p>2 条例第22条第2項第2号の規則で定める額は、勤務1回につき100円とする。ただし、勤務する時間が4時間以上16時間未満の場合は勤務1回につき60円とし、勤務する時間が4時間未満の場合は支給しない。</p>	<p>(救助手当)</p> <p>第21条 条例第23条第2項の規則で定める額は、勤務1回につき150円とする。ただし、勤務する時間が4時間以上16時間未満の場合は勤務1回につき90円とし、勤務する時間が4時間未満の場合は支給しない。</p> <p>(救急手当)</p> <p>第22条 条例第24条第2項第1号の規則で定める額は1件につき510円とし、同項第2号の規則で定める額は1件につき100円とする。</p> <p>(水火災出動手当)</p> <p>第23条 条例第25条第2項の規則で定める額は、1件につき150円とする。</p> <p>(消防調査手当)</p> <p>第24条 条例第26条第2項の規則で定める額は、1件につき100円とする。</p> <p>(消防夜間業務手当)</p> <p>第25条 条例第27条第2項の規則で定める額は、勤務1回につき300円とする。</p> <p>(保育手当)</p> <p>第26条 条例第28条第2項の規則で定める額は、日額250円とする。ただし、従事する時間が1日に4時間未満の場合は、日額150円とする。</p> <p>(外務手当)</p> <p>第27条 条例第29条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 市民税課、資産税課及び納税課の職員で、税務関係調査及び徴収に従事した事務吏員及び事務員</p> <p>(2) 衛生課の職員で、衛生行事の運転業務に従事した技能員及び技能員</p> <p>(3) 人権・同和施策課、道路維持課、道路建設課、営繕課、住宅課、下水道建設課及び東部下水道課の職員で、工事等の現場監督又は測量調査に従事した技術員及び技術員</p> <p>(4) 国保年金課の職員で、保険料徴収事務個別訪問に従事した事務員及び事務員</p> <p>(5) 介護保険室の職員で、身体障害者(児)家庭又は高齢者家庭の個別訪問に従事した業務員及び業務員</p> <p>(6) 保護課の職員で、家庭調査戸別訪問に従事した事務員及び事務員</p> <p>(7) 農林課、河川課及び工事検査課の職員で、工事等の現場監督に従事した技術員及び技術員</p> <p>(8) 建設庶務課の職員で、用地補償交渉に従事した事務員、技術員、事務員及び技術員</p> <p>(9) 土木管理課の職員で、道路境界明示若しくは権原調査に従事した事務員、技術員、事務員及び技術員又は工事等の現場監督若しくは測量調査に従事した技術員及び技術員</p> <p>(10) 開発指導課の職員で、開発事業の事前協議に伴う現地調査又は開発行為若しくは宅地造成工事に係る違反に対する調査に従事した技術員及び技術員</p> <p>(11) 建築指導課の職員で、建築確認申請、建築同意現場</p>
---	--

調査、道路位置指定又は建築物各種調査に従事した技術吏員及び技術員

(12) 下水道管理課の職員で、受益者負担金徴収事務戸別訪問に従事した事務吏員及び事務員又は工事等の現場監督に従事した技術吏員及び技術員

(13) 西大寺南区画整理事務所及びJR奈良駅周辺開発事務所の職員で、用地補償交渉に従事した事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員又は工事等の現場監督に従事した技術吏員及び技術員

2 条例第29条第2項の規則で定める額は、日額340円とする。ただし、外勤した時間が1日に4時間未満の場合は、日額204円とする。
(災害復旧業務手当)

第28条 条例第30条第2項の規則で定める額は、日額600円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円とする。
(年未年始勤務手当)

第29条 条例第31条第2項第1号の規則で定める額は、日額7,900円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額4,740円とする。

2 条例第31条第2項第2号の規則で定める額は、勤務1回につき2,500円とする。

3 条例第31条第2項第3号の規則で定める額は、日額1,300円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額780円とする。
(産業医手当)

第30条 条例第32条第2項の規則で定める額は、勤務1回につき2,000円とする。
(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月31日
奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第45号
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則(昭和42年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。
別表市長の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	部長室 政策調整 都祁診療所 保健所 西部出張所 行政センター所長	給料月額に100分の20を乗じて得た額
	部長室 西部出張所次長	給料月額に100分の18を乗じて得た額
	課長 月ヶ瀬診療所 人権啓発センター所長 環境清美工場 土地改良清美事務所 JR奈良駅周辺開発事務所 西大寺南区画整理事務所 東部出張所 北部出張所	給料月額に100分の15を乗じて得た額
	主幹 政策調整主幹 衛生浄化センター所長	給料月額に100分の12を乗じて得た額
	課長補佐 室長補佐 所長補佐 場長補佐 東寺林連絡所 人権文化センター所長 児童館 奈良阪処分地管理事務所 土木管理センター所長 主査	給料月額に100分の10を乗じて得た額

別表学校その他の教育機関の項を次のように改める。

学校その他の教育機関	中央図書館長 西部図書館長	給料月額に100分の18を乗じて得た額
	高等学校事務長 北部図書館長	給料月額に100分の15を乗じて得た額
	主幹	給料月額に100分の12を乗じて得た額
	主査	給料月額に100分の10を乗じて得た額

別表消防の項中

「消防長」を「消防長事」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年3月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員提案規程を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員提案規程

奈良市職員提案規程（昭和42年奈良市訓令甲第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、広く職員から事務事業の改善等に関する提案（以下「提案」という。）を求める制度を実施することにより、行政運営の効率向上を図るとともに、職員の勤労意欲を高めることを目的とする。

（提案の対象）

第2条 提案は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 事務事業の処理及び運営に関すること。
- (2) 市民サービスの向上に関すること。
- (3) 経費の節減又は収入の増加に関すること。
- (4) 組織の活性化に関すること。
- (5) 前各号に掲げることのほか、行政運営の効率向上に関すること。

（提案）

第3条 職員は、単独又は共同で提案をすることができる。
（提案の時期）

第4条 提案は、随時行うことができる。

2 市長は、提案の提出を奨励するため、特定の事項について、特に期間を定めて提案を募集することがある。

（提案の提出方法）

第5条 提案を行おうとする者は、所定の提案票を文書法制課に提出するものとする。

（提案の受付）

第6条 総務部長は、前条の規定による提案の提出があつ

たときは、これを受け付けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務部長は、提案が次のいずれかに該当するときは、これを受け付けないことができる。この場合において、総務部長は、当該提案を行った者にその理由を付して当該提案を返却するものとする。
 - (1) 単なる意見、希望、要望又は批判であるもの
 - (2) 非難、苦情、中傷等の内容を有するもの
 - (3) 既に採用された提案と同一又は類似のもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、提案として適当でないと総務部長が認めるもの
- （提案審査委員会）

第7条 提案の審査を行うため、提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は総務部担当助役をもって充て、委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 市長公室長
 - (3) 企画部長
 - (4) 建設部長
 - (5) 業務部長
 - (6) 消防長
 - (7) 教育総務部長

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 5 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が、委員会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、提案の内容に関係ある職員の意見を聴くことができる。

（提案の審査）

第8条 総務部長は、第6条第1項の規定により提案を受け付けたときは、委員会の審査に付するものとする。

- 2 委員会の審査は、別に定める審査基準に基づき行うものとする。
- 3 委員長は、審査を終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（採用等の決定）

第9条 市長は、委員会から提案の審査結果の報告を受けたときは、当該提案の採用又は不採用を決定するものとする。

2 総務部長は、市長の当該提案の採用又は不採用の決定について報告を受けるとともに、提案を行った者にその結果を通知するものとする。

(提案の実施)

第10条 市長は、採用することとした提案については、当該提案の実施のため必要な措置を講じるものとする。

(提案の公表)

第11条 総務部長は、市長が採用することとした提案の要旨等を職員に公表するものとする。

(権利の帰属)

第12条 第10条の規定により実施に移された提案に関するすべての権利は、市に帰属する。

(事務の処理)

第13条 委員会の運営その他の提案に関する事務は、文書法制課において処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員の提案に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「合議部」を「合議公室、部」に改める。

第3条第6号中「(部長及びこれに相当する者に限る。)」を「(公室長、部長及びこれに相当する者に限る。以下「部長等」という。)」に改める。

第4条の見出しを「(公室長等専決事項)」に改め、同条第1項中「部長は」を「公室長、部長及び保健所長は」に改め、同項部長共通の部分中「部長 共通」を「公室長、部長及び保健所長共通」に改め、同部分の第4号中「部次長、参事」を「公室次長、部次長、保健所次長、参事、室長(出納室長を除く。)」に改め、同部分第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次長等の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第4条第1項財務部長の部分中「財務部長」を「総務部長」に改め、同部分の第6号から第9号までを削り、

同項保健福祉部長の部分の第5号を次のように改める。

(5) 高齢者に対する優遇措置によるバス乗車委託料、老人入浴料及び映画館入場料の支出負担行為の決定

第4条第1項保健福祉部長の部分の第6号中「、介護手当」を削り、同部分第11号及び第12号を削り、第13号を第12号とし、同部分の第10号中「及びこれに要する費用の支出負担行為の決定」を削り、同号を同部分の第11号とし、同部分の第9号中「第18条第4項」を「第18条第1項、第3項及び第4項」に、「福祉の措置」を「施設入所等の措置」に改め、同号を同部分の第10号とし、同部分の第8号の次に次の1号を加える。

(9) 身体障害者福祉法第17条の11に規定する施設訓練等支援費の支給決定

第4条第1項保健福祉部長の部分中第19号から第24号までを削り、第18号を第21号とし、第16号及び第17号を削り、第15号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者の指定

第4条第1項保健福祉部長の部分中第14号を削り、第12号の次に次の6号を加える。

(13) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第22条に規定する介護給付費等の支給の要否の決定

(14) 障害者自立支援法第58条に規定する自立支援医療(更生医療)の支給の決定

(15) 障害者自立支援法第59条に規定する指定自立支援医療機関(更生医療)の指定

(16) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の12に規定する施設訓練等支援費の支給

(17) 知的障害者福祉法第15条の32第1項に規定する障害福祉サービスの措置

(18) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号及び第3号に規定する措置

第4条第1項保健福祉部長の部分中第25号を第22号とし、第26号から第31号までを3号ずつ繰り上げ、第32号を第29号とし、同号の次に次の2号を加える。

(30) 老人医療費、心身障害者医療費、重度心身障害者老人等医療費、乳幼児医療費及び母子家庭医療費の助成金の支出負担行為の決定

(31) 老人保健法(昭和57年法律第80号)第20条に規定する医療等の支出負担行為の決定

第4条第1項保健福祉部長の部分中第33号を第32号とし、第34号から第45号までを1号ずつ繰り上げ、第46号から第49号までを削り、第50号を第45号とし、同部分の次に次のように加える。

保 健 所 長

(1) 結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項に基づく指定医療機関の指定

(2) 障害者自立支援法第54条第1項に基づく育成医療の支給認定

- (3) 児童福祉法第21条の9第1項に基づく療育の給付及び同条第5項に基づく療育機関の指定
- (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に基づく養育の給付及び同条第5項に基づく養育医療機関の指定
- (5) 母子保健法に基づく保健事業の実施
- (6) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第59条第1項及び第2項に基づく死体解剖
- (7) 老人保健法第20条に規定する医療等以外の保健事業の実施

第4条第1項経済部長の部分中「経済部長」を「文化経済部長」に改め、同項都市整備部長の部分中第18号を第22号とし、第8号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、第7号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 建築基準法第43条第1項に基づく建築物の敷地と道路に関する許可
- (11) 建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物の建築の許可

第4条第1項都市整備部長の部分中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 建築基準法第18条第13項第1号に基づく仮使用の承認

第4条第1項都市整備部長の部分中第5号を第6号とし、同部分の第4号中「(昭和25年法律第201号)」を削り、同号を同部分の第5号とし、同部分の第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の6第1項第1号に基づく仮使用の承認

第4条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第4条第3項中第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第4条第4項を削る。

第5条を次のように改める。

(室長専決事項)

第5条 室長(出納室長を除く。)は、それぞれ次に掲げる事務を専決処理することができる。

室長共通

- (1) 課長(これに相当する者を含む。以下この条において同じ。)の宿泊を要しない出張命令
- (2) 課長の時間外勤務及び休日勤務命令
- (3) 課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (4) 課長の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

- (5) 1件1,000万円未満の委託料の支出負担行為の決定
- (6) 前号以外の1件500万円未満の支出負担行為の決定

税務室長

- (1) 市税の賦課に対する異議申立て及び減免申請の処理決定
- (2) 市税の分納、延納及び徴収猶予並びに繰上徴収
- (3) 滞納処分の決定
- (4) 滞納処分の執行停止及び停止の取消し

人権文化推進室長

- (1) 予定価格3,000万円未満の工事の施行の決定
- (2) 施行決定後の1件1億円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

介護保険室長

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定並びにその更新、変更及び取消し
- (2) 介護保険法に規定する要支援認定並びにその更新、変更及び取消し
- (3) 特別会計介護保険事業費に属する保険給付費の支出負担行為の決定
- (4) 介護保険料の減免、分納、延納及び徴収猶予並びに介護給付利用者負担額の減額の決定
- (5) 介護保険料の滞納処分の決定
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条に規定する措置並びにこれに要する費用の支出負担行為の決定
- (7) 老人福祉法第11条第1項第3号に規定する養護受託者の認定
- (8) 老人福祉法第27条に規定する遺留金品の処分
- (9) 軽費老人ホーム事務費補助金の支出負担行為の決定
- (10) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの施設事務費の決定

文化観光室長

- (1) 主管に係る使用料の減免

第6条第1項中「国際交流室長、情報公開室長、病院事業室長、国民年金室長、工事検査室長、施設移転推進室長、環境清美第一事務所長、環境清美第二事務所長、環境清美工場長」を「環境清美工場長」に、「西大寺南区画整理事務所長」を「JR奈良駅周辺開発事務所長、西大寺南区画整理事務所長」に改め、同項課長共通の部分中第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第6条第1項工事主管課長の部分中「含む」を「含む建設部に属する課を除く」に改め、同項広報課長の部分中「広報課長」を「広報広聴課長」に改め、同項中総務課長の部分、交通政策課長の部分及び文化振興課長部分を削り、財政課長の部分の次に次のように加える。

文書法制課長

- (1) 市公報及び市例規集の編集発行
- (2) 公印の管守
- (3) 統計調査員の選定及び調査区の設置

第6条第1項市民サービス課長の部分を削り、同項病院事業室長の部分中「病院事業室長」を「病院事業課長」に改め、同項国民健康保険課長の部分中「国民健康保険課長」を「国保年金課長」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (8) 年金受給権者及び年金被保険者の資格に関する届書等の受理及び送付
- (9) 年金保険料免除申請書及び免除理由該当（消滅）届の受理及び送付

第6条第1項国民年金室長の部分及び福祉総務課長の部分を削り、同項障がい福祉課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同部分の第3号中「第18条第1項から第3項まで」を「第18条第2項」に、「福祉の措置」を「日常生活用具の給付及び貸与」に改め、同部分中同号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項高齢福祉課長の部分を削り、同項児童課長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項保育課長の部分の次に次のように加える。

福祉医療課長

- (1) 老人医療費受給資格証、心身障害者受給資格証、乳幼児医療費受給資格証及び母子家庭医療費受給資格証の交付
- (2) 老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等に対する同法第13条に規定する健康手帳の交付

第6条第1項介護保険課長の部分中「介護保険課長」を「介護総務課長」に改め、同部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同部分に次の1号を加える。

- (6) 老人居宅生活支援事業の届出等の受理

第6条第1項生活衛生課長の部分の前に次のように加える。

介護福祉課長

- (1) 介護保険被保険者証の交付
- (2) 介護給付利用者負担額減額認定証の交付
- (3) 老人福祉法第10条の4第2項に規定する措置の決定

第6条第1項観光課長の部分の第2号から第4号までを削り、同項商工労政課長の部分中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同項農林課長の部分の次に次のように加える。

建設庶務課長

- (1) 不動産の登記手続
- (2) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定
- (3) 施行決定後の1件5,000万円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

第6条第1項土木管理課長の部分の第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定
- (5) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

第6条第1項土木管理課長の部分の次に次のように加える。

道路維持課長

- (1) 街灯の管理
- (2) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定
- (3) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

道路建設課長

- (1) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定
- (2) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

営繕課長

- (1) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定
- (2) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

第6条第1項住宅課長の部分に次の2号を加える。

- (2) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定
- (3) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

第6条第1項住宅課長の部分の次に次のように加える。

河川課長

- (1) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定
- (2) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

第6条第1項用地課長の部分を削り、同項工事検査室長の部分中「工事検査室長」を「工事検査課長」に改める。

第6条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第7条中「奈良阪清美事務所長」を「奈良阪処分地管理事務所長」に改め、同条東寺林連絡所長等共通の部分に次の1号を加える。

- (4) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第9条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第10条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項に次の1号を加える。

- (5) 収入金の調定及び調定通知

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 次長等の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 行政財産の目的外使用の許可

第4条中第17号を第20号とし、同号の前に次の1号を加える。

(19) 個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等（軽易なものに限る。）

第4条中第16号を第18号とし、第10号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

第4条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 行政財産の目的外使用の許可の更新

第5条中第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等（軽易なものに限る。）

第5条中第20号を第21号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

（奈良市役所出張所事務処理規程の一部改正）

第3条 奈良市役所出張所事務処理規程（昭和60年奈良市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

本則第4項中第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等

本則第4項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 所長の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

（奈良市庁議規程の一部改正）

第4条 奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第7条第1項及び第8条中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第9条中「総務部広報課」を「秘書課」に改める。

（奈良市勢要覧編集委員会設置規程の一部改正）

第5条 奈良市勢要覧編集委員会設置規程（昭和47年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部担当助役」を「市長公室担当助役」に改め、同条第3項中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第6条中「総務部広報課」を「広報広聴課」に改める。（奈良市法令審査会規程の一部改正）

第6条 奈良市法令審査会規程（昭和59年奈良市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項各号を次のように改める。

(1) 市長公室長

(2) 総務部長

(3) 人事課長

(4) 文書法制課長

(5) 財政課長

第6条中「総務部総務課」を「文書法制課」に改める。（奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部改正）

第7条 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財務部担当助役」を「総務部担当助役」に改め、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 総務部担当助役以外の助役

(2) 総務部長

第3条第3項第5号を次のように改める。

(5) 文化経済部長

第7条中「財務部監理課」を「監理課」に改める。

（奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正）

第8条 奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和62年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財務部長」を「総務部長」に、「経済部長」を「文化経済部長」に改める。

別表第2中「企画政策課長 交通政策課長」を「企画政策課長」に、「財務部」を「総務部」に、「市民サービス課長」を「地域安全課長 地域活動推進課長」に、「経済部」を「文化経済部」に、「道路整備課長」を「道路維持課長 道路建設課長」に改める。

（奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正）

第9条 奈良市綱紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第7条中「総務部人事課」を「人事課」に改める。

別表中「総務部長」を「市長公室長」に、「財務部長」を「総務部長」に、「環境清美部長 経済部長」を「保健所長 環境清美部長 文化経済部長」に改める。

（奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正）

第10条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程（平成2年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項第2号中「総務部人事課」を「市長公室

人事課」に改め、同項第3号中「財務部市民税課」を「総務部税務室市民税課」に改める。

別表第1企画部会の項中「| 経 済 部 長 |」を「| 文化経済部長 |」に、「業務部長 JR奈良駅周辺開発事務所長」を「業務部長」に、「国民健康保険課長」を「国保年金課長」に、「道路整備課長 都市計画課長」を「道路維持課長 都市計画課長 JR奈良駅周辺開発事務所長」に、「東消防署長」を「東消防署長 教育企画課長」に改め、同表研修部会の項中「| 総 務 部 長 |」を「| 市長公室長 |」に、「防災課長 交通政策課長 管財課長」を「管財課長 危機管理課長 地域安全課長」に、「土木管理課長」を「建設庶務課長」に、「人権・同和教育推進室長」を「人権・同和教育推進室長 北部図書館長」に改め、同表調査研究部会の項中「| 財 務 部 長 |」を「| 総 務 部 長 |」に、「総務部総務課長」を「文書法制課長」に、「病院事業室長」を「病院事業課長」に、「介護保険課長 施設移転推進室長 環境清美第一事務所長」を「介護福祉課長 施設課長 収集課長 道路建設課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「西部出張所長 生涯学習センター館長」を「西部出張所長」に、「広報課長 情報管理課長 産業廃棄物対策課長」を「広報広聴課長 産業廃棄物対策課長 情報管理課長」に、「市民サービス課長」を「地域活動推進課長 福祉医療課長」に、「環境清美第二事務所長」を「まち美化推進課長」に、「建設部工事検査室長」を「工事検査課長」に、「体育課長 中部公民館長 西部公民館長」を「体育課長」に改め、同表重要課題推進部会の項中「奈良診療所長 都祁診療所長 保健所長 情報公開室長 文化振興課長」を「保健所長 奈良診療所長 都祁診療所長 情報公開課長 市民参画課長」に、「高齢福祉課長」を「介護総務課長」に、「用地課長」を「文化振興課長 土木管理課長」に改める。

別表第2研修部会の項中「土木管理課長」を「建設庶務課長」に改め、同表調査研究部会の項中「総務部総務課長」を「文書法制課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「広報課長 市民サービス課長」を「広報広聴課長 地域活動推進課長」に改め、同表重要課題推進部会の項中「衛生課長」を「市民参画課長 衛生課長」に、「高齢福祉課長」を「介護総務課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第11条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務部長」を「市長公室長」に、「財務部長」を「総務部長」に、「経済部長」を「文化経済部長」に改める。

別表第2中「| 総 務 部 |」を「| 市長公室 |」に、「広報課長」を「広報広聴課長」に、「防災課長 交通政策課長」を「市民参画課長」に、「| 財 務 部 |」を「| 総 務 部 |」に、「市民サービス課長」を「危機管理課長 地域安全課長 地域活動推進課長」に、

「| 保健福祉部 | 福祉総務課長 保健総務課長 |」を「| 保健福祉部 | 福祉総務課長 |」に、「| 保 健 所 | 保健総務課長 |」を「| 経 済 部 |」を「| 文化経済部 |」に、「土木管理課長 道路整備課長」を「建設庶務課長 土木管理課長 道路建設課長」に、「社会教育課長」を「学校教育課長 社会教育課長」に改める。

(奈良市文書取扱規程の一部改正)

第12条 奈良市文書取扱規程(昭和23年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務部総務課(以下「総務課」という。))」を「文書法制課」に改める。

第6条第1項中「総務課」を「文書法制課」に改め、同条第4項中「前条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

第7条中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第17条の3の見出しを「(文書法制課長の審査等)」に改め、同条第1項中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。))」を「文書法制課長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第19条第2項及び第3項中「総務課長」を「文書法制課長」に、「総務課に」を「文書法制課に」に改め、同条第4項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第20条中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第21条第1号及び第25条第2項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第26条中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第27条第1項中「総務課長」を「文書法制課長」に、「総務課に」を「文書法制課に」に改め、同条第2項中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第30条第2項、第34条第2項、第35条第1項、第36条第1項第4号、第2項及び第3項、第41条第1項、第42条、第43条第1項及び第3項、第45条並びに第45条の2中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

別記第1号様式の2中

総務課 担当印

 を

文書法制 課担当印

」に改める。

(奈良市マイクロフィルム文書取扱規程の一部改正)

第13条 奈良市マイクロフィルム文書取扱規程(昭和45年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。))」を「文書法制課長」に改める。

第3条第2項中「総務部総務課(以下「総務課」という。))」を「文書法制課」に、「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同条第3項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第4条から第7条までの規定、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条第1項、第14条、第15条第1項から第5項まで並びに第16条から第18条までの規定中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

別記第1号様式中

依 頼 課
総 務 課

を

依 頼 課
文 書 法 制 課

に改

める。
 別記第2号様式及び第2号様式の2中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

別記第3号様式及び第3号様式の2中「奈良市総務部総務課長」を「奈良市文書法制課長」に改める。

(奈良市例規集発行規程の一部改正)

第14条 奈良市例規集発行規程(平成13年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。))」を「文書法制課長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第5条並びに第6条第1項及び第3項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

(奈良市広報事務取扱規程の一部改正)

第15条 奈良市広報事務取扱規程(昭和25年奈良市訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第3条中「広報課長」を「広報広聴課長」に、「広報課に」を「広報広聴課に」に改める。

第4条第1項中「広報課」を「広報広聴課」に改め、同条第2項中「広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第6条及び第7条中「広報課」を「広報広聴課」に改める。

第8条中「広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

別記第3号様式中「広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

(奈良市広報事務処理要綱の一部改正)

第16条 奈良市広報事務処理要綱(昭和25年奈良市訓令甲第25号)の一部を次のように改正する。

第3項から第6項までの規定中「広報課」を「広報広聴課」に改める。

(職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部改正)

第17条 職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程(昭和46年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部人事課長(以下「人事課長」という。))」を「人事課長」に改める。

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第18条 奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第34条第1号中「総務部総務課(以下「総務課」とい

う。))」を「文書法制課」に改め、同条第2号中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第35条中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。))」を「文書法制課長」に、「総務課長又は」を「文書法制課長又は」に改める。

(奈良市工事検査規程の一部改正)

第19条 奈良市工事検査規程(昭和61年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「工事検査室長」を「工事検査課長」に改める。

第5条第1号中「工事検査室は」を「工事検査課は」に、「工事検査室長」を「工事検査課長」に改める。

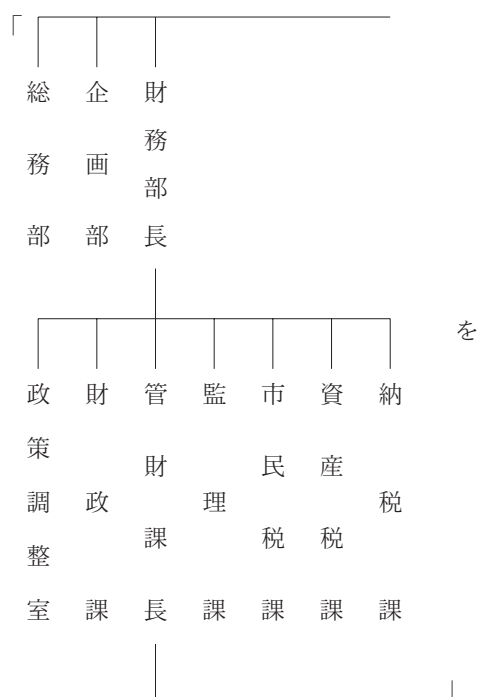
第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第18条中「工事検査室長」を「工事検査課長」に改める。

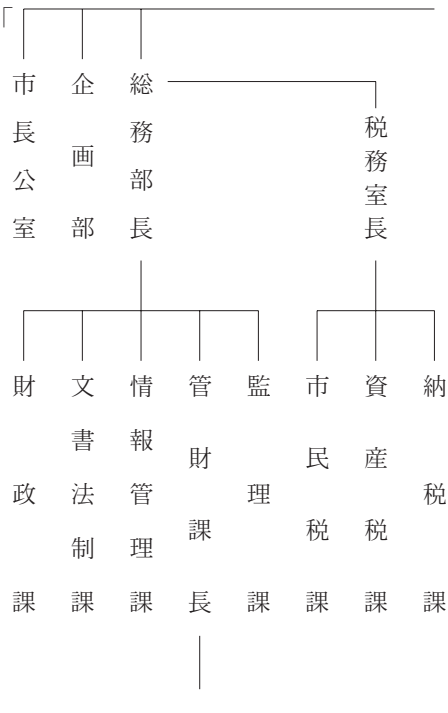
(奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第20条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

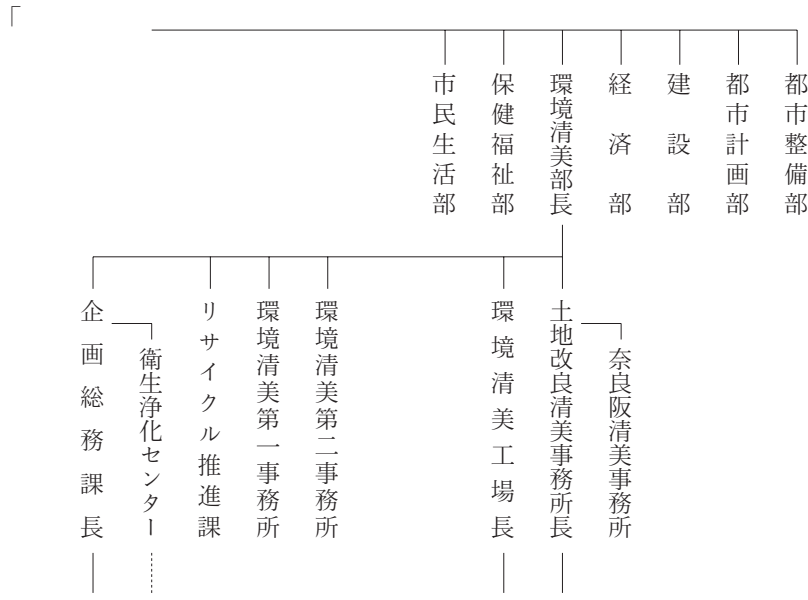
第1条中「。以下「法」という。))」第74条第4項で準用する法第52条第1項」を「第42条第1項」に改める。

別表中

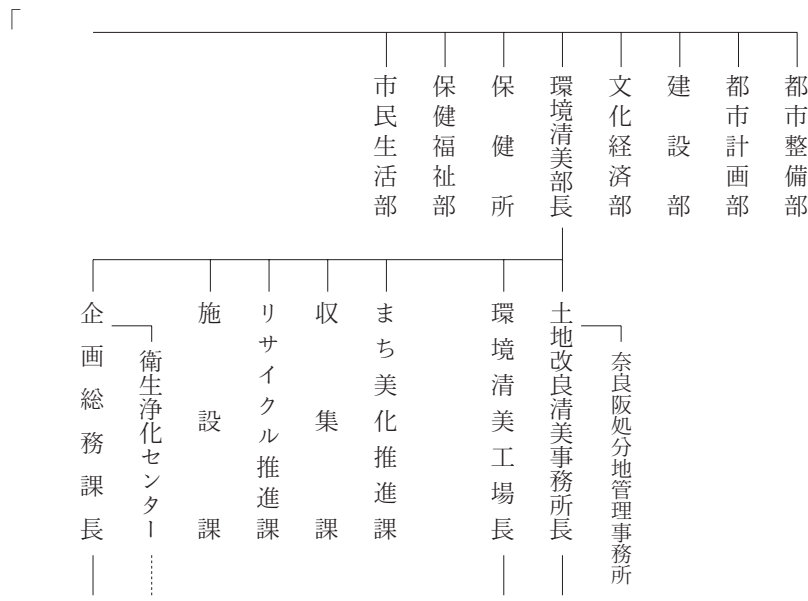




に、



を



に改める。

(奈良市防災行政無線局管理規程の一部改正)
第21条 奈良市防災行政無線局管理規程(平成9年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「企画部防災課長」を「危機管理課長」に改める。

第6条第3項中「企画部防災課」を「危機管理課」に改める。

第7条第3項第1号中「企画部防災課長」を「危機管理課長」に改め、同項第2号中「地区連絡主任」を「地区連絡調整主任」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第18条第3項及び第4項中「警備員」を「保安員」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。ただし、第18条第3項及び第4項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市辞令式の一部を改正する訓令

奈良市辞令式(昭和34年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表9の2の項、9の3の項及び14の項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市役所警備員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市役所警備員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市役所警備員服務規程(昭和42年奈良市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市保安員服務規程

第1条から第5条までの規定中「警備員」を「保安員」に改める。

第6条中「警備員室」を「保安員室」に改める。

第7条及び第8条中「警備員」を「保安員」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表管財課の項中 「警 備 員」 を 「保 安 員」 に改

め、同表環境清美部の項中 「環 務 所 境 清 美 第 一 事」 を

「 収 集 課 」 に、 「 環 務 所 境 清 美 第 二 事」 を 「 ま ち 美 化 推 進 課」 に改

め、同表月ヶ瀬行政センター庶務課の項中 「 月 温 ヶ 瀬 行 政 セ ン タ ー 庶 務 課 の 項 中 月 温 ヶ 瀬 梅 の 郷」

「
梅 温
の 泉
郷 月
ヶ 瀬
瀬」
を に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、別表月ヶ瀬行政センター庶務課の項の改正規定は、同年 3月31日から施行する。

(平成18年 3月31日揭示済)